

明治大学ELM

医事法学界の歩み 2018

【 監 修 】

宇都木伸 明治大学ELM客員研究員
東海大学名誉教授

鈴木利廣 明治大学名誉教授
明治大学学長特任補佐

【 編 集 】

明治大学ELM運営委員会

【 担 当 】

小谷昌子 明治大学ELM客員研究員
神奈川大学法学部准教授

神坂亮一 明治大学ELM客員研究員
川村学園女子大学文学部講師

船橋亜希子 明治大学ELM客員研究員
東京大学医科学研究所特任研究員

小西知世 明治大学ELM運営委員長
明治大学法学部准教授

【 目 次 】

巻頭言

I 学会等の回顧

- 1 日本医事法学会
- 2 日本生命倫理学会
- 3 その他

II 文献の回顧

- 1 今回の対象範囲
- 2 概況
- 3 医事法一般・記念論文集
- 4 医療事故一般・医療安全
- 5 医療過誤（民事）・診療契約
- 6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任
- 7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権
- 8 医療専門職・医療機関
 - 1) 医療専門職関連
 - 2) 医療機関
- 9 医薬品・医療機器
- 10 医学研究
- 11 医療政策・医療制度・医療制度史
 - 1) 医療政策
 - 2) 医療制度
 - (1) 概論
 - (2) 地域医療・地域包括ケアシステム・地域医療構想
 - (3) 医療保険制度
 - (4) 公衆衛生・地域保健
 - 3) 医療制度史
 - 4) その他
- 12 生殖補助医療・人工妊娠中絶
- 13 終末期医療
- 14 移植医療・血液事業
- 15 精神医療
- 16 医療と情報
- 17 その他

別表

巻 頭 言

日本の医事法学の本格的な研究は唄孝一先生の研究とされた医療過誤と患者の同意原則を一つのきっかけとしつつ、日本医事法学会の設立からのようだが、その前史は今から100年以上前の大正時代に遡り、山崎佐の医事法制学とされているようだ。

唄先生は、自らの医事法研究を振り返りながら、段ボール箱350もの資料(ELMの森)を2002年から2008年まで整理され、未完のまま2011年に亡くなられた。

その整理には段ボール1箱につき1週間以上をかけられた計算になるが、さぞ感慨深い分析に基づいていたのではないかと想像する。

明治大学の医事法研究はこの資料分析から開始され、教育は2003年から大学院法学研究科に2004年から法科大学院に、2008年から法学部にそれぞれ「医事法」科目が開設され開始された。2010年には法学部、法学研究科、法科大学院の各医事法科目はすべて専任教員によって担当され、法学部における資料館創立も決定され、唄先生がそれらを見届けて亡くなられ、2015年に資料館の開館となった。時おりしも、法律時報での学界回顧から医事法学が割愛される直前であった。

私は1976年に弁護士登録し、その直後から医療過誤訴訟への取組を開始し、1981年に日本医事法学会に、1989年に日本生命倫理学会にそれぞれ入会し、いつの間にか医事法学分野での法曹実務と学問研究を架橋し始めていた。

2017年には2004年からの法科大学院専任教授を定年退職し、その後2020年までの3年間、学長特任補佐として、明治大学における医事法学のブランディング化のお手伝いをするようになった。

最近43年間に及ぶ医事法学分野での活動を、資料整理から振り返り始め、資料整理とはいえ、いかに多くの時間を費やさざるを得ないか、唄先生の資料整理にかける思いを想像しながら体感している。

ここでは唄先生から私が若き時代に教授された2つの事柄について思い起こしてみたい。

ひとつ目は専門性と学際性に関する教えであった。曰く、専門性の深掘りはいつか岩盤に突き当たるが、その時には、間口を少し広げてみると岩盤を超えることができる、間口を広げすぎるとかえってそれまでの専門性の深さが埋まってしまう、というものだった。専門性は学際性をも考慮しつつ深めてゆく必要がある

ことを教えられた。

医事法学は、本来学際性を踏まえてはじめてその専門性やアイデンティティーを極めることが可能となる学問なのではないだろうか。その調整を常に意識して研究してゆくことが求められているように思う。

医療過誤、患者の権利、薬害、感染症医療、医療基本法と活動領域を拡げて、医事法学の深みを味わいながらの研究も、近年は正義、人間の尊厳、基本的人権、平和、民主主義、人間社会のあり方と、法哲学や法社会学分野にまで問題意識が拡がりはじめている。

唄先生からのふたつ目の教えは「公共・公益」という言葉の使い方に関するものだった。曰く、日本では「公共・公益」という言葉は、公権力を意味することが多く、本来のパブリック（民衆、公）とは異なる使い方がされるので、「公共・公益」という用語を使う際には注意する必要がある、ということだった。安易に使用していたことを反省した。振り返ってみると、そのことが、正義や民主主義のあるべき姿を踏まえて使用することを心がけることになったように思う。

「現在」を考えるためには「過去」を振り返り、そのことが「現在」のみならず「未来」のあり方へもつながるということを教えられたように思う。

(鈴木利廣)

I 学会等の回顧

日本医事法学会・日本生命倫理学会の2つの学会の動向を最初に紹介していこう。その後、他の学会等の動向につき、担当者が把握することができたものを中心に紹介していくことにする。

1 日本医事法学会

第48回研究大会は、2018年11月17日と18日の2日間、1990年の第20回大会以来、28年ぶりに慶應義塾大学三田キャンパスにて開催された。

17日は、2つのワークショップが開催された。

「臓器移植医療の過去・現在・未来」と題するワークショップⅠでは、神馬幸一「企画趣旨説明」、旗手俊彦「二十歳を過ぎた臓器移植法を振り返る」、宍戸圭介「意思表示方式の現状と法的課題」、瓜生原葉子「意思の尊重が可能な社会に向けての経営学的戦略」の各報告がなされた。引き続き開催されたワークショップⅡでは、「医事法学のアイデンティティを求めて——インフォームド・コンセントを手がかりに」と題し、宇都木伸「創立30周年記念大会記録における指摘から」、平林勝政「インフォームド・コンセント論の意義と限界」、岩志和一郎「高齢者医療と同意」、佐藤雄一郎「遺伝子診断」という報告が展開された。

18日は午前中に2つの会場で個別報告が同時並行に開催され、プレランチセミナーを挟んだ後、午後からシンポジウムが開催された。

個別報告A会場では、柴野荘一「周術期口腔機能管理における歯科衛生士が行う口腔清掃についての医事法学的考察——看護師が行う場合との比較を交えて——」、畑中綾子「日本の医療分野の賠償訴訟にみられる積極的司法とその後退——近年の医療事故調査制度創設と司法の相互作用も念頭に——」、B会場では、大西達夫「外国人診療の法律関係に関する課題と対策」、小川有希子「<医療とAI>より良いガバナンス構築に向けて——フランスにおける近年の議論を参考に——」の各報告がなされた。

丸山英二「医学研究に関する法令・指針をめぐる最近の動き」というテーマのプレランチセミナー終了後、「医療情報のフロンティア」と題するシンポジウムがスタート。企画趣旨（磯部哲「企画趣旨」）が述べられたあと、宍戸常寿「個人情報保護法とプライバシー——医事法と情報法の架橋のために」、板倉陽一郎「医療関連情報に関する近年の個人情報保護施策」、大江和彦「医療連携と医療情報活用の現場で感じる法的制約」、米村滋人「医療情報に関する法制度上の課題」の各報告がなされ指定発言・総合討論へと移った。

今回の医事法学会は、3つの点で特徴的な側面があった。1点目がシンポジウムとワークショップⅡである。今回のシンポジウムは、企画趣旨でも述べられていたように、昨年度のワークショップ（「医療情報ルールの再構成の方向を探る——医療／医学研究の両面から」）における問題提起を受けて深化・発展させることを企図していた。前年度のワークショップの内容を踏まえて翌年シンポジウムのテーマとする試みは2013～2014年にも行われており（2013年：第43回大会「再生医療」、2014年：第44回大会「再生医療の規制はどうあるべきか」）、今回もその例にならったといえよう。対照的に50周年記念大会を見据えた同様の取り組みがワークショップⅡであった。医事法学会のかねてからの特徴の1つに、同じテーマ対して複数年かけて議論を丁寧に積み重ねていくというものがあるが、今回の大会はその性格がよく現れた大会であったといえよう。2点目は、時流にしたがった最先端の議論と、それとはやや距離を置いた議論がバランス良く存在していたことであろう。医療情報やAIなどはまさに前者に位置づけられるものであり、後者には、臓器移植や医療事故、外国人診療や歯科衛生士、さらには医事法学のアイデンティティーなどが位置づけられよう。3点目は、17日のワークショップ開始前に学会運営懇談会が、学会活性化を目的として初めて開催されたことである。

医事法学会は、2年後に50周年記念大会を控え、学会の個性を再認識しつつ、更なる飛躍をするための準備をいよいよ本格的に始めたように見える。2019年の第49年大会、そして2020年の第50周年記念大会を期待したい。

なお、第48回研究大会の詳細は今年度発刊の年報医事法学34号に掲載される予定である。

2 日本生命倫理学会

日本生命倫理学会は、2018年、学会創立30周年の節目の年を迎えた。「知の協創としての生命倫理学——学会30周年の軌跡と今後の展望——」というテーマが掲げられた第30回年次大会は、2018年12月8日と9日の両日、京都府立医科大学下鴨キャンパスで開催された。

8日のメイン会場では、「大会長講演」（瀬戸山晃一「生命倫理・パターンリズム・法と行動経済学」）を皮切りに、30周年記念大会企画が開催された。記念大会企画①「学会30周年に寄せてのメッセージ」（Alex KON、Yali Cong、Tony Hope、Justin Oakley、Nancy S. Jecker、Alastair Campbell、Daniel FuChang Tsai、坂本百大、高久史磨、加茂直樹、加藤尚武、青木清、鈴木利廣、仁志田博司）、記念大会企画②「シンポジウムⅠ 学際的『知の協創』としての生命倫理学」（パネリストとして、浅井篤・児玉聡・鈴木利廣・武藤香織）、記念大会企画③「シンポジウムⅡ 日本生命倫理学会の役割と今後の展望」（基調講演：木村利人・大林雅之、パネリスト：木村利人・大林雅之・甲斐克則・赤林朗）が開催され、9日には、A会場にて記念大会企画④「若手シンポジウム」（高島響子「患者家

系員を含むゲノム研究のデータ共有における倫理的懸念」、八田太一「生命倫理学と混合研究法の接点——インフォームド・コンセント観察研究の経験を踏まえて——」、吉田一史美「米国の出生前診断・選択的中絶と障害児の養子縁組——養子制度研究から生命倫理へ——」)が開催された。

それ以外のものにつき、すべてを紹介することは、事実上、不可能であることから、法的なかわりのある主なものをピックアップし、かつ日程ではなく関連する内容ごとに整理すると次のようになる。

高齢者に関するもの:公募シンポジウムX「高齢者問題に関する哲学・倫理的、看護学的、宗教学的、介護学的考察」(9日C会場:船木祝「独居高齢者と共同体」、永田まなみ「超高齢化社会をよく生き抜くために必要なこと——問題の兆候は、すでに大学生にあり——」、宮嶋俊一「独居高齢者における『死者との関わり』」、小館貴幸「高齢者の在宅介護における介護の意義」、山本真弓「高齢者のACPおよび選択的意思決定」(9日ポスター会場:一般演題(ポスター)II)

終末期医療に関するもの:公募ワークショップIII「尊厳ある人生の最終段階はどのようにして実現できるのか」(8日E会場)、公募シンポジウムVII「人生の終末期の医療・ケアについて考え話し合うにはどうしたらいいのか——国内外の取り組みから考える——」(9日B会場:田中美穂「英米のACP関連政策・プログラムの現状と課題」、竹之内沙弥香「日本の医療専門職によるACPの現状と課題」、佐藤恵子「臨床現場で臨終期の患者に適切に対応するために必要なもの」、松枝文子・坂井孝壱郎「患者の意思決定を支えるためのACPに関わる医療者の思い・困難さに関する質問調査」(9日G会場:一般演題(口演)IX「終末期医療」)、Ilhak Lee「Problem still remains: 8 months after Enforcement of "Act on Decisions on Life-Sustaining Treatment for Patients in Hospice and Palliative Care or at the End of Life"」(9日G会場:国際セッションC(口演)「終末期医療」)、田淵綾「終末期医療における患者・家族・医療者の『死』の位置付けについて——治療方針に関する話し合いの条件のために——」(9日ポスター会場:一般演題(ポスター)II)

意思決定支援に関するもの:鶴若麻理・池口佳子「急性期病院でのアドバンスケアプランニングの実践——医師、看護師が高齢患者への意向確認するタイミング分析を通して——」(8日G会場:「一般演題(口演)IV 臨床倫理・看護倫理」)、公募シンポジウムVI「人生の最終段階における医療とケアの意思決定支援」(9日B会場:尾藤誠司「多職種でかわる倫理コンサルテーション——厚労省『プロセスガイドライン』の実践モデルとして——」、笹月桃子「小児医療現場における代理意思決定を支える～話し合いのガイドラインの活用を通じて」、清水哲郎「医療・ケアに関する本人の意思と最善の間——本人の人生・価値観に基づく意思決定支援——」)、公募シンポジウムVIII「在宅医療・ケアにおける臨床倫理支援の実態と今後の課題」(9日B会場:足立大樹「在宅医からみた『意思決定支援』」、武ユカリ「訪問看護における多様な困難事例と療養者の意思決定支援」、竹下啓「神奈川県湘南西部・県央地域の住宅と介護施設における医療・ケア提供者に対する臨床倫理支援

の試み」)、公募ワークショップIV「『透析せずに生きたい』と希望する40代末期腎不全患者と『透析しても生きてほしい』と願う両親の意思決定支援のありかた」(9日E会場)、秋葉峻介「『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』にみる『尊厳死』と患者の意思決定・自己決定権」(9日F会場:一般演題(口演)V「若手賞候補者セッション」)、鍾宜錚「終末期意思決定における家族の役割と『善終』のあり方——台湾の『病人自主権利法』の施行とアドバンス・ケア・プランニングの導入を中心に——」(9日F会場:一般演題(口演)V「若手賞候補者セッション」)、高橋博子・竹之内沙也香・桐谷麻実・小杉眞司「インフルエンザ予防接種からみる認知症患者のインフォームド・コンセント」(9日G会場:一般演題(口演)VII「臨床倫理・看護倫理」)、樋笠知恵「患者の自己決定権と医師の説明義務」(9日G会場:一般演題(口演)VII「臨床倫理・看護倫理」)、瀬川真吾「自律の尊重とは何を意味するのか。」(9日G会場:一般演題(口演)VIII「生命倫理の基本概念」)、村岡潔「医師の裁量と患者の自己決定(2)——インフォームド・コンセントと医療行為の違法性阻却——」(9日H会場:一般口演X「生命倫理教育」)

移植医療に関するもの:公募シンポジウムV「『和田心臓移植』に生命倫理学はどう向き合ったか——50年後における課題をめぐって——」(8日D会場:村岡潔「和田心臓移植チームの手術誘因のレトリックをめぐって」、美馬達也「心臓移植言説 世界初と日本初との間で」、池田光穂「臓器移植における文化概念を使った『抵抗』の興隆と挫折そして再生について」、後藤新人「スペインにおける臓器提供——制度と実態——」(9日G会場:一般演題(口演)VII「臨床倫理・看護倫理」)

優生保護法に関するもの:公募ワークショップII「優生保護法下の強制不妊手術と生命倫理」(8日E会場:松原洋子「優生保護法の批判的再発見」、利光恵子「宮城県における強制不妊手術について」、齊藤有紀子「国賠訴訟・議会・厚労省・公文書管理」)

医学研究に関するもの:国際セッションA「脳組織バンク・ニューロモジュレーション・人工知能:アジアにおける経験に基づく哲学的省察と実践的視座」(8日A会場:栗原千絵子・齊尾武郎「On the purpose of this symposium with over-viewing the biomedical turn in Japan」、Young-Joon Ryu「Basic motivation and future of neurotechnology development and rule of neuroethics: current activities in Korea」、Daniel Fu-Chang Tsai「The ethical challenge in the era of big data and artificial intelligence: current consideration in Taiwan」)、鈴木美香・佐藤恵子「人々が研究者を信頼し、安心して細胞を提供するために必要な要素の解明——潜在的細胞提供者への意識調査より——」(9日F会場:一般演題(口演)VI「先端医療技術」)、吉田幸恵・神里彩子「倫理審査委員会における『一般の立場』委員の属性に関する実態と今後の課題」(9日H会場:一般口演XI「研究倫理」)、山越祥子・神里彩子・三浦竜一「人を対象とした非医学系研究における倫理審査の実態調査」(9日H会場:一般口演XI「研究倫理」)

遺伝子操作・ゲノム編集などに関するもの:公募シンポジウムI「遺伝子操作と人間の尊厳(8

日B会場：盛永審一郎「遺伝子操作は『人間の尊厳』と両立可能か?」、江口聡「『道徳的地位』と日本の生命倫理学」、秋葉悦子「キリスト教人格主義の立場から」、公募シンポジウムIV「ゲノム合成技術の出現——合成生物学の進展とELSI——」（8日C会場：四ノ宮成詳「シンポジウム開催の趣旨／合成生物学研究のこれまでの経緯・課題」、荒木通啓「ゲノム合成・合成生物学の現状と展望」、須田桃子「米国におけるゲノム合成・合成生物学の最近の動向」、三成寿作「ゲノム情報を取り巻くELSI」）、国際セッションB「New Technology and Old Desire — An International Dialogue of Ethical Problems on Genetics and Reproductive Medicine」（9日A会場：Justin Oakely「Genetic parenthood, assisted reproduction, and the values of parental love」、Robert Sparrow「The kid is not my son : Reproductive technologies and the right not to be made a parent」、Catherine Mills「Nuclear families : Mitochondrial replacement therapy and alterity in maternal relations」、伊吹友秀「Mitochondria Replacement and "Tri-Parents Baby — Normative and Practical Challenges」）、学会企画シンポジウム「ヒト生殖細胞系ゲノム編集をめぐる倫理——その論点と公的議論のあり方——」（9日A会場：石井哲也「ヒト生殖細胞系ゲノム編集後の有害事象」、島菌進「ゲノム編集を規制する理由とその根拠」、建石真公子「ヒト生殖細胞ゲノム編集に関する法規範定立において考慮すべき人権の考察」）、公募シンポジウムXI「フランス、ドイツ、ヨーロッパにおけるゲノム編集技術の倫理問題」（9日C会場：小出泰士「フランスにおけるゲノム編集の倫理」、浅見昇吾「ドイツにおけるゲノム編集の諸問題」、小林真紀「ヨーロッパ法におけるゲノム編集の課題」）、大橋範子「ゲノム・遺伝子解析の結果返却をめぐる問題——actionabilityを中心に——」（9日F会場：一般演題（口演）VI「先端医療技術」）、船橋亜希子「ゲノム医療の発展に必要な規制を考える——ドイツ遺伝子診断法からの示唆——」（9日F会場：一般演題（口演）VI「先端医療技術」）

精神医療に関するもの: 公募シンポジウムXII「生命と尊厳9——精神医療審査会を問う——」（9日D会場：大西香代子「精神医療審査会の概要」、菘島豪智「精神医療審査会での経験を通して思うこと」、位田浩「法律委員からみた精神医療審査会の現状と課題」）

生殖補助医療などに関するもの：一般演題（口演）V「生殖医療・産育・家族」（8日H会場：柳井圭子・シャルマ直美・大北啓子・内田美津子「匿名化卵子提供による生殖補助医療の家族形成支援——台湾の実施機関での取り組みより——」、仙波由加里「理想的な配偶子ドナーとはどのような人か——ニュージーランドと英国でのドナーへのインタビューから——」、三重野雄太郎「スイスにおける着床前診断をめぐる法的・倫理的問題」、小門穂「フランス生命倫理法2018年改正と市民参加——生殖医療をめぐる議論を中心に——」）

地域医療に関するもの: 一般演題（口演）II「ケア・介護・福祉」（8日F会場：山本智子「在宅医療を受ける医療的ケア児の支援と子どもの参加——就学先決定にかかわる検討を中心に——」、恋水諄源「倫理面に配慮したSocially Assistive Roboticsの介護利用に向けて」、

森禎徳「医療的ケア児の教育機会をいかに保障するか」)

医療資源に関するもの：公募シンポジウムIX「医療資源の配分問題——理論、基準、評価のつながりを論じる」（9日C会場：井上彰「医療資源の配分をめぐる正義論——運の平等論と倫理基準——」、額賀淑郎「米国大統領委員会における医療資源の配分問題と倫理基準」、齋藤信也「我が国の医療政策への応用——特に費用対効果評価の試行的導入について——」)

その他：大谷真生・櫻井浩子「臨床薬剤師が直面する倫理的問題——ナラティブ・アプローチからの考察——」（8日G会場：一般演題（口演）Ⅲ「臨床倫理、看護倫理／医療安全・医薬品評価」）、中澤慧「救急医療における心配蘇生と家族の立ち会い」（8日G会場：一般演題（口演）Ⅲ「臨床倫理、看護倫理／医療安全・医薬品評価」）、平野幸子「わが国の先制医療における『予防的手術』に関する生命倫理的考察——遺伝性乳がん卵巣がん症候群をめぐって——」（9日F会場：一般演題（口演）Ⅵ「先端医療技術」）、飯島詳彦「法および医の各プロフェッションの臨床倫理問題に対する意識の調査」（9日H会場：一般口演Ⅶ「生命倫理と規範」）、野辺陽子「養子と里子の『出自を知る権利』に関する社会学的研究——法律関係という変数に着目して——」（9日H会場：一般口演Ⅶ「生命倫理と規範」)

以上の内容から、30周年大会は、いつにもまして充実した大会であったことが看取できるであろう。而立を迎え不惑の歳へと向かうこの10年において生命倫理学（会）はどのような発展を遂げるのであろうか。見守りたい。

なお、シンポジウム等の各概要については、「**第30回日本生命倫理学会年次大会座長報告集**」日本生命倫理学会ニューズレター64号(2019年3月25日)を参照されたい。また第29回年次大会のプログラムは**生命倫理28巻1号127頁以下**に掲載されており、本大会のプログラムは29巻1号に掲載される予定である。

3 その他

1) 学会

2018年6月2日から3日にかけて、比較法学会第81回学術総会が関西大学千里山キャンパスに開催された。今回、シンポジウムおよびミニシンポジウムDにおいて、医事法と密接な関係を有するテーマが設定されていた。2日に開催されたミニシンポジウムDでは、「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題」というテーマが設定され、二宮周平「企画趣旨、日本法の現状と課題」、荒木晃子「医療におけるドナー、レシピエントの実情」、建石真公子「人権保護の視点～フランス、ヨーロッパ評議会」、花元彩「既知

のドナーの法的地位と責任～アメリカの判例を素材に」、日比野由利「代理出産者への配慮の可能性～インド・タイの実情と変化を素材に」の各報告がなされた。

3日のシンポジウムのテーマは、「高齢者医療・介護と法」であった。樋口範雄「総論（企画趣旨）・日本の問題状況」からスタートし、関ふ佐子「アメリカ」、小舘尚文「イギリス・アイルランド」、岩田太「豪州の高齢者医療・ケアにおける法の役割——Victoria州の最近の改正に焦点をあてて——」、洪性珉「韓国における高齢者医療・介護と法」、柴田洋二郎「フランスにおける治療の拒否と終末期医療に関する法制度」、川久保寛「ドイツにおける高齢者の意思決定支援——介護支援拠点および介護相談を手がかりに——」という報告が展開された。

2017年の日本医事法学会のシンポジウムにおいて高齢者医療がテーマとされ（「高齢者医療を支える人と人間」）、2019年の日本社会保障法学会でも、高齢者を対象とした一連のシンポジウムが組まれることになっている（全体シンポジウム「高齢者法からみる高齢者特有の課題」、ミニシンポジウム①「高齢者の意思決定支援の実務とこれから」）。高齢者をめぐる問題が、これらの学会のメインテーマとして採り上げられるようになってきたのは、いよいよ2025年問題が現実的な射程に入るようになってきたことによるのかもしれない。

日本社会保障法学会第73回大会が早稲田大学早稲田キャンパスにて、2018年5月19日から20日にかけて開催された。73回大会で注目すべきは、19日に開催されたミニシンポジウムである。

本シンポジウムは2016年7月26日未明に発生した津久井やまゆり園殺傷事件（相模原障害者施設殺傷事件）を契機として、障害者の人権ならびに障害者家族およびその担い手の人権について考察するものであった（「障害のある人の人権と家族・にない手の人権—津久井やまゆり園殺傷事件を契機に」）。内容は次のとおり。金川めぐみ「趣旨説明」、矢嶋里絵「知的障がい者の意思決定・自立・地域生活—津久井やまゆり園殺傷事件を契機に」、鈴木静「社会福祉施設および人権のにない手の福祉労働—津久井やまゆり園殺傷事件を契機に」、井上英夫「共生社会の人権としての社会保障—津久井やまゆり園殺傷事件が社会保障法学に問いかけるもの」。

この事件がもたらした波紋は大きい。この事件で最も見逃すことができない問題は、障害者の基本的人権・生存権の否認という性格を有していた点である。この問題から、医事法も生命倫理学も目を背けてはならないだろう（なお、この事件に関しては、藤井克徳・池上洋通・石川満・井上英夫編『生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』（大月書店、2016年）を参照されたい）。

日本障害法学会第3回研究大会が、2018年11月10日に神奈川県横浜キャンパスで開催された。今回のプログラムのうち、より直接的な関わり合いのあるものとしては、シンポジウム②「生存権と障害法」（棟居快行「権利としての生存権再考——生存権ver2＝合理的配慮請求権を生存権に逆輸入する試み」、新田秀樹「障害法（学）における生存権の意義と機

能」と判例研究2「JR東海事件（最三判平28・3・1）」（畑井研吾「認知症高齢者の家族の監督責任～JR東海事件・遺族側代理人として～」）、小西知世「JR東海事件（最三判平28・3・1）——医事法学の視点からの検討——」）であろう。当期、JR東海事件については、認知症高齢者遺族の手記の出版（高井隆一『認知症鉄道事故裁判——閉じ込めなければ、罪ですか？』（ブックマン社））と、そのイベント（「遺族が語る認知症鉄道事故裁判～閉じ込めなければ罪ですか？」2018年4月25日 於：毎日メディアカフェ（毎日新聞社東京本社ビル））が開催されただけでなく、天野泰隆「認知症高齢者の監督義務者と賠償責任保険——最判平成28年3月1日JR東海事件判決を受けて——」勝野義孝先生古稀記念論文集編集委員会編『共済と保険の現在と未来——勝野義孝先生古稀記念論文集』（文眞堂）、村松太郎『認知症の医学と法学』（中外医学社）、「特集 認知症 社会は変わったか」医療と介護Next4巻5号4頁以下などが出されていることから、この問題は、いまだ冷めやらぬ状況にあるといえよう。

第44回日本保健医療社会学会大会は、2018年5月19日・20日に星槎道都大学にて開催された。今回の大会テーマは「ヘルス・ガバナンスの可能性——地域社会の誰もが参画する保健医療実践に向けて——」であり、それを受けた大会長講演（細田満和子「保健医療の現場からの問い——ヘルス・ガバナンスに向けて——」）とシンポジウム（「地域から考える保健医療の未来」）が開催された。

法的なかわり合いの深いものとして、以下の報告があった。

加藤博之「『群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会報告書』などから考える精神科病院における身体拘束削減・最小化について」、および秋葉峻介「終末期における意思決定とヴァルネラビリティ（Vulnerability）との関係についての予備的考察」（以上、どちらも「一般演題／口演 第2セッション 精神科医療・意思決定・認知症」）、南貴子「代理懐胎の法制度化を巡る課題——オーストラリアの事例分析をもとに——」、高梨知揚「病院での緩和ケアにおける鍼灸師と多職種連携の実態とその構造」、森田誠子「生活保護行政における行政手続の検討——ケースワークの手続的課題——」、鈴木将平「遺体提供の歴史から見る『戦後』と『医学』——1950年代から1970年代における遺体提供団体と日本解剖学会のドキュメント分析から——」、齋藤公子「『高額医療問題』と肺がん患者——彼らはいかにしてそれに応答したか——」（以上、「一般演題（口演）第4セッション 制度・歴史」）、松島京「外国人の子ども家庭支援と日本の母子保健施策をめぐって」（「一般演題（口演）第6セッション 家族・生殖・子育て」）

日本賠償科学会は、2018年6月2日に第72回研究会を兵庫県民会館9F県民ホールで、第73回研究会を2018年12月1日に中央大学多摩キャンパスにて開催した。

72回大会のシンポジウムのテーマは「世界から学ぶ。自覚症状を如何に客観的に評価するか？ 痛み・後遺障害を客観視する。」（寒重之「非侵襲脳活動計測による“痛みの客観的評価”は可能か？～その可能性と限界を考える～」）、池本竜則「外傷性頸部症候群の国際比較」、林紀行「精神疾患と痛み：後遺障害（解離性障害やPTSD、身体症状症）」、

境徹也「痛みと作為病～詐病と虚偽性障害～」、小島崇宏「医師・弁護士から見た後遺障害認定の問題点～医療安全の視点も踏まえて～」、白倉賢二「欧米で行われている運動器外傷後遺障害の客観的評価方法：Functional Capacity Evaluation Systemの紹介」、八島宏平「自動車事故による後遺障害認定の現状と解決すべき事項」)であった。

73回大会は、個別報告として、福井次矢「医療現場における決断のコンセプト——Evidence-based Medicine (EBM) の歴史と現状——」がなされたあと、シンポジウム「損害賠償における因果関係と原因の認定 医学的検討と法的評価」が展開された(松居英二「基調講演(問題意識)」、茂野卓「軽度外傷性脳損傷(MTBI)とは何か?」、荒井稔「精神疾患の原因判断とその後遺障害」、三木健司「厚労省CRPS判定指標作成委員から見たCRPS、疼痛の原因判断」、加藤新太郎「医療事故における因果関係認定の規範と実務」、亀井隆太「交通損害賠償における割合的判断の理論」)。

2018年度末の3月30日・31日にかけて、日本臨床倫理学会第7回年次大会が開催された(開催地:東京都医師会館)。活発な活動をみせている本学会の第7回年次大会では、貴重講演(山口武兼「リハビリテーションにおける臨床倫理」)を皮切りに数多くの医事法と関連するテーマが取り上げられていた。テーマごとに主要なものを整理すると、次のとおりとなる。

意思決定支援に関連するもの:坂井孝老郎「神経変性疾患をめぐる『臨床倫理コンサルテーション』——意思決定支援とACPにおける倫理的ポイントについて——」(30日シンポジウム1:神経変性疾患の摂食嚥下障害)、31日開催の「シンポジウム3:認知症の人の意思決定を支援する——認知症の人の意思決定支援のガイドラインを現場で生かし、実現するために——」(小川朝生「研修プログラムの開発とその先の課題について」、水島俊彦「『意思決定支援』におけるプロセス理解とチームミーティングのあり方——国内の『意思決定支援』ガイドラインの共通点と相互の関係性——」、三浦久幸「ガイドラインを実地臨床・ケアにつなぐ上での研修の課題とこの対応について」、永田久美子「意思決定の可能性の追求を本人と共に:お互いがよりよく生きる希望に向けて」)、高田俊之「嚥下改善手術における意思決定支援プロセスの適正性——一般リハビリテーション病院の現状と課題——」(31日「一般演題1 嚥下障害」)、31日開催の「一般演題2 高齢・認知症の意思決定支援」(森田千賀子「心肺停止を来した身寄りのない患者の医療内容の決定プロセスについての考察」、藤井真樹「身寄りがない高齢認知症患者の意思決定支援の1例」、伊藤悠子「臨床倫理カンファレンスの学び——患者の意向を知るとは——」、吉野主理「緩和ケアチームの介入により改善した高齢者終末期肺炎の一例」、渡邊淳子「失語症患者の意思決定支援について」、加藤雅子「回復期リハビリテーション病棟における臨床倫理カンファレンス事例——Jonsen4分割法を活用した高次脳機能障害患者への退院支援——」)

治療中止・差し控えに関するもの:「重度低酸素脳症患者の治療撤退に関する倫理的課題」(30日倫理コンサルテーション1)、31日開催の「シンポジウム4:重症心身障害児に対して、どの病気をどこまで治療するか～SDM(Shared Decision Making)と臨床倫理～」(中山健夫「倫理と法として:『治療する・治療しない』の方針決定におけるSDMの重要性」、

大瀧潮「在宅で診るとは？ 現状と展望」、北村裕梨「早期在宅医療に向けての大学病院での取り組み」、向井まゆみ「在宅で診る（看る）とは？ 施設管理者・ナースの立場から」、越智崇徳「重度心身障害児に対する侵襲的治療」、31日開催の「一般演題6 DNAR・ACP」（永富美知子「急性期病院におけるACP導入の取り組み」、宮部浩道「倫理コンサルテーションチームによる急性期医療終末期の意思決定支援の取り組み」、山田高広「多くの医療者はDNARを誤って認識しており、その結果、医療者間の混乱を招くことで患者、家族へのケアの低下を招いている可能性がある」、野口善令「治療中止の倫理的問題とリスクマネジメント」、石井奈奈「集中治療を行う進行がん患者に関するコンサルテーション」、佐藤芳「日本臨床倫理学会作成『日本版POLST』利用状況調査」)

終末期医療に関するもの:30日開催の「一般演題8 人生の最終段階・高齢者②」（矢野政雄「医師、看護師のStageIV癌患者への余命告知に対する意識調査」、開田脩平「当院における在宅医療での終末期ケアの取り組み」、岡佳子「末期腎不全患者の治療法選択時における多職種連携——慢性疾患看護専門看護師の立場から——」、大井恵子「末期腎不全患者の治療法選択時における多職種連携——倫理委員会事務局の立場から——」、山崎圭一「緩和ケア病棟での暴力行為を伴うせん妄患者に対して持続鎮静や身体拘束を施行し、倫理的ジレンマを感じた1症例」)、「一般演題9 人生の最終段階・高齢者③」（浅川陽子「その人らしい最期を支えるために——退院支援看護師の立場でのACPの取り組み——」、杉原正子「多職種で行う東京医療センター」、稲田秀樹「自宅への介入を頑なに拒絶する独居認知症高齢者への日常生活サポート」、秋葉峻介「終末期における患者の意思決定とACP」、森田達也「苦痛緩和のための鎮静：ガイドライン改訂と安楽死との境界 我々はどこに向かうのか？」(31日ランチョンセミナー1)、箕岡真子「End-of-LifeとACP(アドバンス・ケア・プランニング)——ACPは『終末期医療の倫理』の熟慮・発展のプロセスから生まれた産物である——」(31日教育講演2)、30日開催の「一般演題3 人生の最終段階・高齢者①」（櫻井順子「終末期患者ケアチームの推進」、山室理「診療不同意事例に対する倫理コンサルテーションチームの関わり——現状と課題——」、永井智恵美「規律遵守とのジレンマに向き合うコンサルテーション——死期迫る患者の願いを叶えたい『最後に愛猫に会いたい』——」、菅澤勝幸「倫理コンサルテーションチームとの協働の示唆——精神発達遅滞のある壮年期のがん患者への意思決定支援に関する事例報告——」、夏目真美「認知機能低下が疑われる独居末期がん患者の治療継続における意思決定支援」、花井星奈「がん患者のより善い意思決定支援のあり方——『臨床倫理検討シート』による事例の振り返りを通して——」)

小児・周産期医療に関するもの:31日開催の「一般演題4 小児・周産期」（加藤美穂子「『児にとっての最善』に関する葛藤」、早川知美「急性期病院が重度脳性麻痺を有する児を生活者として捉える事ができた地域連携倫理カンファレンス」、望月葉子「障害者総合医療療育施設における臨床倫理問題への取り組み」、宮田郁「周産期における意思決定支援システムの構築——予後不良と診断された児の見守り方をチームで考える——」、比名朋

子「精神疾患合併超肥満妊婦の分娩様式決定過程における倫理的正当性担保の困難性」)

地域医療に関するもの:金城謙太郎「地域連携による在宅医療における臨床倫理的問題の解決——神奈川臨床倫理カンファレンスの発足と活動報告——」(31日「一般演題5 連携①」)

医療資源に関するもの:31日開催の「シンポジウム5:医療資源の公正な配分の倫理は、患者の具体的な治療の選択にどのような影響を及ぼすのか?」(内田美加「高度急性期医療現場の実情に即した取り組みから考える——臨床倫理助言チームCAT(Clinical Ethics Advisory Team)の活動——」、加藤互「高度急性期病院における医療資源の公正配分にかかわる倫理問題」、三浦靖彦「医療資源の公正な配分の倫理は、患者の具体的な治療の選択にどのような影響を及ぼすのか」、児玉聡「医療資源の配分と臨床倫理」)

医学研究に関わるもの:竹下啓「あなたにも知ってほしい『研究倫理』——『認知症の人が参加する研究の倫理』に関する提言のエッセンス——」(31日教育講演1)、福島義光「遺伝医療・ゲノム医療の倫理的課題」(31日ランチョンセミナー2)

なお、本大会の詳細については、**臨床倫理7号増刊号(日本臨床倫理学会第7回年次大会プログラム・抄録集)**を参照されたい。

その他、以下のものがあった。

2018年4月29日・30日:日本在宅医学会の第20回記念大会がグランドプリンスホテル伸高輪と国際館パミールで「いのちと生活を支える医療介護多職種チームの使命 病院・行政・市民とともに取り組むまちづくり」というテーマのもと開催された。主なシンポジウム・領域横断セミナーは以下のとおり。

地域包括ケア・介護保険に関するものとして:田中滋「介護保険の歴史から学び、地域包括ケアシステムの未来を考える」(領域横断セミナー3)、シンポジウム4「介護保険の歴史から学ぶ」、草野哲也「医療・介護・市町村行政の参画による会議を通じた地域包括ケアの推進」(領域横断セミナー8)

医療と介護の連携・医療的ケア児に関するものとして:拡大シンポジウム1「これからの医療介護は何処を目指すのか」、拡大シンポジウム5「医療的ケア児とその家族を地域で支える～さまざまな支援のかたち～」、拡大シンポジウム7「生活の視点を有する在宅医が医療的ケア児を地域で支える～訪問だけではなく、外来や預かりなど新たな医療のかたち～」、櫃本真事「『地域包括ケア時代』元気高齢者を育成支援する医療・介護そして地域～急性期病院の役割～」(領域横断セミナー14)

薬局・薬剤師に関するものとして:武田俊彦「在宅医療と医療・医薬品行政の展望～薬から食へ、多職種連携へ～」(領域横断セミナー1)、狭間研至「地域包括ケアにおける薬局・薬剤師の役割～外科医が薬局に帰って見えてきたもの～」(領域横断セミナー5)、公募シンポジウム2「かかりつけ薬剤師は地域でどんな役割を果たせるのか」

各種専門職に関するものとして:拡大シンポジウム2「地域の要!保健師活動～時代が求める保健師機能発揮のために～」、シンポジウム10「在宅で精神科と身体科の垣根を越える」、

合同シンポジウム1「在宅の現場において臨床検査（技師）が果たす使命とは？ 日本臨床衛生検査技師会合同企画」、公募シンポジウム4「在宅医療の現場において医療ソーシャルワーカーが果たす役割」、シンポジウム16「最期まで患者に責任性を果たすための二人主治医制～専門・総合、病院・地域の融合を目指して～」、シンポジウム17「医科歯科連動ビジョン～臨床医学の根幹に歯科を組み込む～」

救急医療と終末期医療に関するものとして: 拡大シンポジウム6「望まない延命治療をしないためのまちづくり～救急医療と在宅医療の有機的な連携のためにできること～」

意思決定支援に関するものとして: 拡大シンポジウム3「意思決定支援を考える～私たち医療者ができることの詳細を議論する～」

2018年5月31日-6月2日: 第21回日本臨床救急医学会総会・学術集会が名古屋国際会議場で開催された。内容は多岐にわたるが、法的な関わりが比較的強い典型的なシンポジウム・ワークショップなどは以下のとおり。

救急医療制度に関するもの: シンポジウム3「救急病院における不応需対策」、シンポジウム10「地域包括ケアシステムと救急医療2」、パネルディスカッション21「消防、海保、自衛隊、民間のMCのあり方」、シンポジウム11「救急医療の『出口問題』について～医療の機能分化と連携、地域包括ケア推進のもとで～」

各種専門職に関するもの: ワークショップ1「救急初療室における薬剤師業務の現状と今後の方向性」、パネルディスカッション11「救急医療をサポートする臨床検査部門の役割」、パネルディスカッション12「看護師特定行為の未来」、パネルディスカッション19「救急救命士の処置拡大」

終末期医療に関するもの: 教育講演1・シンポジウム4「傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生等のあり方と死生観について」

災害医療に関するもの: パネルディスカッション4「災害時における医療と消防の連携」、ワークショップ3「災害認定制度」

2018年10月13日・14日: 日本私法学会第82回大会(東北大学川内キャンパス)にて、医療事故に関する個別報告がなされた(平野哲郎「医療過誤についての新契約責任説」)。

2018年11月10日・11日: 日本法哲学会(東京大学本郷キャンパス)の個別報告にて、西迫大祐「19世紀イギリスにおける反公衆衛生運動と自由」、折橋洋介「行政による死因調査の位相」が報告された。

2) シンポジウム・フォーラム等

第3回閣僚級世界患者安全サミットを、厚生労働省は2018年4月13日・14日にグランドハイアット東京にて開催した。本サミットは、国際機関の、あるいは各国のリーダーに、患者安全の重要性を浸透させることを目的として、2016年3月、ロンドンで初めて開催された。2回目をボンで開催し、今回、日本で開催のはこびとなった。2日間で18カ国の閣僚を含む44カ国の

政府代表团、国際機関代表团、専門家、一般参加者等約500名が参加した。初日は国内外の専門家会合が開催され、OECDのグリア事務局長がOECDのまとめた患者安全の報告書の紹介などがなされた。2日目は、閣僚級を含む各国政府や国際機関の代表团が参加し、政策提言『ポリティカルメッセージ』が各国閣僚・政府代表团・国際機関代表团に提示され、患者安全の約20年の歴史と3回にわたる世界患者安全サミットの成果を踏まえた『東京宣言』が発表された（詳細については、厚生労働省Webサイトを参照されたい）。

2018年11月23日、明治大学駿河台キャンパスにて、明治大学アカデミック・フェス2018が開催された。そこで明治大学自動運転社会総合研究所医療AI部門が明治大学ELMとともに「医療とAI——多角的な視点から——」を開催した。まず、本シンポジウムの企画趣旨が述べられたうえで、医療AIの技術的な側面から萩原一郎「医療の現状と課題」が、次に法の側面から吉田直可「個人情報の利活用と自己情報コントロール権の関係性について」の各報告がなされたあと、各界からの指定発言（廣井直樹、桑原直行、鈴木利廣）を踏まえつつ、パネルディスカッションが展開された。この医療AIは、近年、非常に注目をされてきているテーマであることを考えると、今後の議論動向を注視する必要がある。

2018年12月1日に、患者の権利法をつくる会が明治大学法務研究科医事法センターとともに「患者の権利侵害の予防と救済に向けてみんなで動こう医療基本法 パートIV」を明治大学駿河台キャンパスで開催した。医療の過程でさまざまな権利侵害が繰り返されてきたことを患者・家族・医療者・行政等の関係者が共有し、その回復と救済、さらには再発防止の仕組みを考えることを通じて、あるべき医療制度の姿を探った。

2018年12月8日、千代田区放送会館にて第25回ヘルスリサーチフォーラムおよび平成30年度研究助成金贈呈式が開催された。

今期も多数の報告がなされており、少なからず法的な関わり合いを有するものに、セッション1では、涌井智子「高齢者介護施策が介護における家族役割に与える影響：日米比較」、セッション3では、山本なつ紀「訪問看護師の事故・インシデント報告行動に関連する訪問看護事業所特性の明確化」、岩江荘介「先端医療ツーリズム帰国者が直面する課題：現行医療制度下での継続治療の問題を中心に」、岩田太「超高齢社会における法と倫理--高齢者の自己決定支援のための方策を探る」、セッション4では、岸本桂子「消費者によるネットを介した医療用医薬品個人輸入の現状の目的適合性、危険性の評価」、山田正明「海外医療制度とその課題：デンマーク・ニュージーランド」、セッション5には、宮下淳「高齢者の『人生の最終段階における治療方針に関する話し合い』実践を阻害する家族・社会的要因の分析：日台国際比較研究」、セッション6にも、正岡詳「放射線治療におけるビックデータ解析——医療資源の有効活用を目指して——」が見受けられた。

2019年2月16日に、国際シンポジウム「揺さぶられっこ症候群(SBS)を知っていますか」が弁護士会館2階講堂クレオで開催された（主催：日本弁護士連合会・龍谷大学犯罪学研究センター、共催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、SBS検証プロジェクト、えん罪救済センター、龍谷大学矯正・保護総合センター刑事司法未来プロジェクト（弁護士金

子武嗣基金))。笹倉香奈「企画趣旨について」、宇野裕明「SBS/AHTの基本的事項」、ウェイニー・スクワイア (Waney Squier) 「揺さぶられっ子症候群——ある病理学者の観点から——」、アンダース・エリクソン (Anders Eriksson) 「SBS/AHT仮説を検証するスウェーデン医療技術評価局 (SBU) 報告書とその後」の各報告の後、当事者の声の紹介がなされ、パネルディスカッションが展開された。

この揺さぶられっ子症候群 (SBS) は、2002年以降、母子手帳にも記載されているものであるが、現在、SBSの診断基準をめぐって医界に議論が生じていることも含め、まだあまりよく知られていない問題ではないかと思われる。今後もフォローが必要なテーマであるように感じられる。

2019年3月21日:国際シンポジウム「医薬品・医療機器をめぐる日独諸制度の比較」が明治大学ELM・法学部比較法研究所の共催(後援:明治大学法務研究科医事法センター)により、明治大学駿河台キャンパスグローバルホールにて開催された。ELM館長による開会の辞とELM運営委員長による企画説明を皮切りに、第1部では「医薬品・医療機器に関する制度概要」というテーマのもと、Ulrich M. Gassner「Grundriss des Regulierungssystems für Arzneimittel und Medizinprodukte in Deutschland」と小西知世「日本の薬事制度の素描——薬事法の沿革を中心に——」の各報告がなされた。午後の第2部は、このシンポジウムの協力企業の紹介がなされたうえで、「医薬品の規制をめぐる制度」と題して、Herr Elmar Hörner「Arzneimittelzulassung in der Europäischen Union aus Sicht der Industrie」と花輪正明「医薬品の規制をめぐる日本の法制度」の報告が展開された。第3部の「総合討論」では“安全”をコンセプトに、指定発言者である厚生労働省政策参与の武田俊彦氏をはじめ、第2部までに講演した日独の研究者・実務家が登壇し、医薬品・医療機器の世界で生じつつあるパラダイムシフトに、どのように対応していくかについて鋭い議論が展開され、閉会の辞を比較法研究所所長が述べシンポジウムが締め括られた。

この日独の医薬品・医療機器に関する制度比較が日本で行われたのは、記録を検索する限り、おそらく1978年4月7日・8日に大阪科学技術センターで開催された「日独医薬品問題シンポジウム」以来のことであると思われる(詳細については、北川善太郎・Badura Peter編『医薬品問題と消費者 日独シンポジウム報告書』(日本評論社、1979年)、北川善太郎・Gitter Wolfgang編『医療制度と法 日独医療制度シンポジウム報告書』(日本評論社、1980年))。とするのであれば、今回の取り組みは約40年の時を経て実現されたものであるということになる。その意味でも意義のあるシンポジウムであったと言えよう。

なお、2017年10月16日に東京地方裁判所大会議室で開催された第10回医療界と法曹界の相互理解のためのシンポジウムの記録が判例タイムズ1451号5頁以下に掲載された。

3) 講演会等

以下のような講演会が開催された。

2018年8月5日(上智大学):上智大学生命倫理研究所が講演会を開催した。演者および内容は次のとおり。甲斐克則「人体組織・人体構成体の法的地位とその利用をめぐるルールづくり」、Christian Byk「国際生命倫理法はグローバルな規範システムを構築するか」

2018年11月23日(慶應義塾大学三田キャンパス):「フランス生命倫理法——2018年改正をめぐる」について、ギョーム・ルセ、および小門穂の両氏が講演をする慶應義塾大学フランス広報研究会特別講演会が開催された。

2018年12月1日(創価大学):創価大学法科大学院要件事実教育研究所「医療訴訟と要件事実・講演会」が開催された。山口齊昭「要件事実論的視点から見た医療水準論」、米村滋人「医療過誤訴訟における権利法益侵害・損害の要件事実」、岩崎慎「転医義務の要件事実的考察」の各報告の後、質疑応答がなされた。なお、伊藤滋夫編『医療訴訟と要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第17号』(日本評論社)にて本講演会の内容が記されたものが当期に刊行されている。

2018年12月16日(スクエア荏原):日本産科婦人科学会倫理委員会が公開シンポジウム「着床前診断——PGT-A特別臨床研究の概要と今後の展望——」を、東京都品川にあるスクエア荏原にて開催した。

2019年1月21日(京都府立総合社会福祉会館ハートピア京都):世界人権問題研究センターが開催する人権大学講座にて、大谷實「精神障害者の法と人権」が開催された。相模原障害者施設殺傷事件を手がかりに、精神医療の問題を法と人権の観点から考えるものである。なお、2017年度に開催されたものについては、大谷實「医療と人権」同志社法学70巻2号497頁以下に掲載されている。

2019年2月2日(立命館大学朱雀キャンパス):立命館大学生存学研究センターと先端総合学術研究科が「安楽死のリアル 一つではない『良い死』」を開催した。宮下洋一、安藤泰至、大谷いづみ、立岩真也、美馬達哉の各氏が登壇。

2019年3月20日(東京大学本郷キャンパス):Jochen Vollmann「ドイツにおける精神病患者の強制的入院治療：倫理、法、医学から見た諸側面」の講演会が東京社会保障法研究会などを中心に開催された。

(小西 知世)

II 文献の回顧

1 今回の対象範囲

今回、回顧の対象とする文献は、原則、法律時報2018年4月号から2019年3月号までの「文献月報」に掲載された文献、および前期に取りこぼしてしまった文献である。もともと、文献月報に掲載されていない文献・対象期間以外の時期の文献についても、必要に応じて適宜紹介する。

なお、書評・法令紹介・判例評釈等は原則として割愛し、その他文献の紹介も必ずしも網羅的ではないことを予めお断りしておく。

2 概況

今年度も、年報医事法学の「医事法学関係文献目録」を基礎資料として動向を探っていくことにする。

最新刊である33号の『2017年医事法学関係文献目録』は、第1表が「法律文献総合インデックス (Hobs)」およびD-1-Law.com「法律判例文献情報」を、第2表が「医中誌Web」(医学中央雑誌刊行会)をデータベースとして使用し、「検索対象とする収載誌の発行年」を2017年に指定して検索・抽出したものを掲載している。

33号の文献総数は759件であり、過去2年間同様、当期も700件代が維持された。さらに、31号が741件、32号が734件であったことをかんがみると、当期は、増加に転じたということができらるだろう(31号比: +18件、32号比: +25件)。もともとこの変化が、32巻から変更が生じた第1表のデータベースの影響によるものとみるべきか、それとも文献数の純増によるものとみるべきか、注意が必要であるように思われる。

各論的にも文献数の急増・急減がいくつか見られた。以下、詳細を見ていこう。

まず、当期、30件以上の比較的多数の文献が集積されているジャンルは「1-50 医療と患者の人権」「2-00 医療制度一般」「2-05 医療行政・薬事行政(行政、医療制度、特許)」「2-70 精神医療」「3-00 医療過誤一般」「5-14 生殖補助医療技術」「5-50 医学研究・医学実験」である。そのうち、前期も同様に30以上の文献があるジャンルは、1-50、2-70、3-00、5-50であり、これらは昨年に引き続き注目を浴びている分野といえる。それ以外で30件以上集積された2-00、2-05、5-14については、5-14をのぞき、4.8倍~7.5倍とい

う急激な増加が生じた（なお、2-70も約2倍の増加が生じていた）。

1-50は、当期も第2表領域の文献が中心である。リストアップされている文献を俯瞰すると、①虐待関連、②国連障害者権利条約関連、③障害者差別解消法関連、④身体拘束関連、⑤ハンセン病関連の論考が集まっていることがうかがえる。①は主に昨年度の余蘊であろう。④もその延長線上で注目されたのかもしれない。②③については相互に関連し合うものが多数を占めた。2014（平成26）年、国際連合「障害者の権利に関する条約」（国連障害者権利条約）の批准を中心とする動きのなかで制定・施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）につき、相互を視野に収めつつ解説・検討を加える論考が集まっていた。障害者差別解消法が2016（平成28）年4月から施行されたことが影響しているように思われる。⑤は2016（平成28）年4月25日に最高裁が調査報告書（最高裁判所事務総局「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」http://www.courts.go.jp/vcms_lf/2804chousahoukokusho.pdf）を公表し、特別法廷に関する謝罪をしたことに端を発していよう。

2-00は、当期、第1表を中心に急増したカテゴリーである。地域医療連携推進法人制度の創設、医療法人の経営の透明性確保およびガバナンス強化に関する制度改正がおこなわれた、2015（平成27）年の医療法の第14次改正に関するものが多数を占めていた。

2-05は、薬物対策（危険ドラッグ対策や薬物乱用対策など）に関するものが目立った。これも、2014（平成26）年に危険ドラッグに起因する死傷事件・事故が相次いだことをうけ、厚労省が本格的に対策・規制に乗り出したことが影響していよう。

当期、最も大きな変化を示しているのが2-70である。約2倍の急激な文献数の増加があり、総数も一気に100を超えるという凄まじい変化があった。とり上げられていたテーマは、主に、道路交通法第25次改正に関わるもの——認知症やてんかん、睡眠障害などの疾患を有する者の自動車運転に関する法改正。この時期に事故が多発したことにより問題が顕在化した——と、2016（平成28）年7月に発生した相模原障害者施設殺傷事件と関わるもの——加害者が措置入院経験者——であった。どちらも社会的に大きなインパクトを与えた出来事であったこともあり、このカテゴリーに文献が集中したのだろう。

その他、特徴的だったのが5-14であった。本カテゴリーは、毎年、着実に文献数を増やし、当期、30件の文献量を記録した。しかしながら、俯瞰する限り、特段の傾向を看取することができなかった。むしろ、他カテゴリーと異なり、社会動向に左右されることなく様々な問題点に対して検討が加えられているという点が特徴といえるのかもしれない。

以上の増加項目とは異なり、文献数を減少させた分野もあった。

5-50は、依然として51件と多くの文献数を集めているが、昨年度と比較すると大幅に減少している（32号比：-20件）。もっとも、前期が急激な増加を見せていたことからすれば、当期の数は、その状況が落ち着きを見せつつあることを示しているのかもしれない。

意外であったのが、「5-22 死を選ぶ権利——生命維持治療の拒否・放棄——安楽死・慈悲殺」であった。前期の予想に反して、当期は減少に転じた。もっとも、2019（平成31）

年3月7日に公立福生病院において腎臓病患者が人工透析治療を中止する選択をし、その後死亡に至ったという出来事が発生したことを惟みると、本カテゴリーの動向について、より一層の注視をする必要があるだろう。

(小西 知世)

3 医事法一般・記念論文集

1) 学会誌

主要関連学会の学会誌につき、ここで簡単に紹介しておくことにする。

年報医事法学33巻: 日本医事法学会第47回研究大会（2017年開催）の記録を中心とする。その他、判決紹介・文献紹介・医事法トピックス・法令解説・2017年医事法関係判決目録・2017年医事法学関係文献目録を収録。

生命倫理28巻1号: 第29回日本生命倫理学会年次大会における報告論文と当日のプログラムを中心とする。その他、巻頭言（南裕子「災害時の看護活動と研究のジレンマ」3頁以下）、原著論文（福屋佑亮「頭脳流出と移動の自由」4頁以下、大桃美穂・鶴若麻里「アドバンス・ケア・プランニングの促進要因と障壁——独居高齢者—訪問看護師間のケアプロセスと具体的支援の分析を通して——」11頁以下、瀬川真吾「生命医療倫理学における人格概念の限界とその有用性」22頁以下）

社会保障法34号: 日本社会保障法学会第73回大会の記録を収めている。

保険医療社会学論集29巻1号・2号: 1号の特集「生活モデルに基づいた地域包括ケアを目指して」（三井さよ「はじめに」1頁以下、長沼建一郎「地域包括ケアと介護事故」3頁以下、天田城介「『地域包括ケア』において後退する『社会的な問い』——地域包括ケアにおいて誰がいかにかに負担・コストを担うのか——」9頁、孫大輔「地域包括ケアにおける医師——医師に求められる『対話』と『連携』とは——」17頁以下、齋藤訓子「地域包括ケアの中の看護職とは何か」25頁以下、赤木佳寿子「地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割——薬剤師の再定義——」33頁以下）を中心に構成。2号は第44回大会の記録を中心に収めている。

日本哲学会編『生命医学研究と法 法哲学年報2017』(有斐閣): 2017年度日本法哲学会学術大会の記録を中心に収録。

CBEL Report1巻1号・2号: CBEL Reportは、東京大学生命・医療倫理教育研究センター（CBEL）が、新しく生命倫理および医療倫理分野を対象とするオンライン・ジャーナルである。2018年8月に創刊し、年2回刊行されている。今後の展開を期待したい（なお、CBEL Reportは、http://cbel.jp/?page_id=1632 から閲覧できるようになっている）。

2) 専門書

当期、紹介すべき文献は、いほうの会編(磯部哲=佐藤雄一郎 編集委員)『医と法の邂逅 第3集』(尚学社)であろう。2014年に第1集が刊行されて以来、どこまでもストイックなスタンスを貫く論文集として、今回も上梓された。掲載されている各論考のストイックな姿は、「はしがき」に記されているとおり、掲載予定稿の研究会での報告を必須としているだけ

ではなく、肩書き・キャリアにこだわらず当該テーマにつき最適任者がチェックを入れるという手続を入れていることなどが醸し出したものなのであろう。なお、このようなスタンスで取り組む理由として、こうした取り組みがメンバーの地力を鍛えると同時に医事法学界の発展に寄与することを考えてのものであることも、また記されている。

このような極めて厳しい目標を立て、どこまでもストイックに学問を追究していくことは、どこまでも辛く厳しく困難な道を歩むことを選択することに他ならない。おそらくは個人として、あるいは研究会として挫けそうになることもきっとあるに違いない。しかし、生涯をかけてこの困難な道を歩み、この厳しい目標に挑み続けた先達に唄孝一がいた。“いほうの会”にも深く関わった唄孝一は、日本医事法学会30周年記念大会にて、次のように語っている。「星は遠い、霧は消えない、しかし道は拓かれた——」。その拓かれた道の1つが“いほうの会”にあり、この『医と法の邂逅』がまさにそれであると信じて、これからも健闘を続けていって欲しいと思う（掲載されている各論考については、それぞれの領域における紹介に委ねることとする）。

3) 入門書・教科書

姫嶋瑞穂『医事法学入門』(成文堂)は、2015年に出版された久々湊晴夫・姫嶋瑞穂『医事法学——医療を学ぶひとのための入門書——』（成文堂、2015年）の後継書である。前書と変わることなく本書も「はじめて医事法を学ぼうとする人あるいは医療関係者」を対象としているが、国家試験対策のための自習書としても使用されることを想定した作りとなっている。本書は、執筆者を変更するとともに、主にこの4年間の間に生じた様々な変化を反映させた内容となっている。前書から変更となった項目は、おおむね次のとおりである。新設された項目として、第2章第4節「医療の安全対策」、第3章第1節「医療倫理」、第3章第8節「薬害訴訟」、第3章第10節「先進医療」、前書から姿を消した項目として前書第4章「医療事故と法」と第1章第1節「医事法学の基本的視点」がある。

総じて前書よりも丁寧な作り込みがなされており、本書が想定した対象者が、基礎教育の段階、あるいはその終了後にもう少し勉強したいという段階で手に取る一冊として丁度よい内容となっているように感じられる。もっとも残念に感じられるのが、本書から姿を消した項目である。医療事故の項目は、医事法学を学ぶ際に重要な項目であることは未だに変わらないだろう。「入門」と題しているがゆえに、本書を手にする読者のなかには“医事法学とは何か？”という疑問を抱いて手に取る者も少なからずいるのではないかと思う（何とも答えに窮する素朴な疑問であるが）。おそらく紙幅の都合等により、今回の点については見送らざるをえなかったのであろう。今後の展開を期待したい。

平林勝政=小西知世=和泉澤千恵編『ナーシンググラフィカ健康支援と社会保障④ 看護をめぐる法と制度』(メディカ出版)が2019年1月に刊行された。同シリーズには前書があったが、本書はそれを引き継がず、イチから全く新しく編み直したものである。本書の主な執筆陣は、

現在、医事法や生命倫理の学界で活躍している中堅から若手研究者であり、執筆領域も各人の専門領域に応じて担当している。この点、これまでの類書では、少数の執筆陣により、全体をカバーする——結果として、執筆者の専門領域以外の部分についてもカバーしつつ執筆する——というスタイルが主流であったことからすれば、従来の看護基礎教育の場で用いられる教科書のあり方に対して一石を投じているといえよう。また、基礎教育の重要性を惟みれば、その意義も大きいものと思われる。なお、本書では、戦前から用いられた枠組である衛生法規体系にも一石を投じ、新たな法体系を示していることも重要な特徴として指摘しておきたい。

エリック・ヒルゲンドルフ(高橋直哉訳)『日本比較法研究所翻訳叢書(82) 学習と実務 医事刑法入門』(中央大学出版部)が出版された。本書は、2001年以降、筆者がヴェルツブルグ大学で開講した医事刑法の講義をベースとしてつくられたものである。ドイツ医事刑法のエッセンスを凝縮したものとなっているため、ドイツの議論状況の概要を的確に把握することができる。なお、本書の原書に関して、すでに詳細な紹介がなされている(福山好典・天田悠「文献紹介 エリック・ヒルゲンドルフ著『医事刑法入門(Einführung in das Medizinstrafrecht)』年報医事法学32巻200頁以下(2007年)」。参照されたい。

なお、**甲斐克則編『ブリッジブック医事法』(信山社、2018年)**は第2版となった

4) その他

当期の対象文献のなかで、もっとも苦労が偲ばれる文献が**甲斐克則編集代表『医事法辞典』(信山社)**であろう。本書は、医事法学が学問として確固たる基盤を固めるためには辞典の刊行が必要であるとの観点から、5年の期間を経て刊行されたものである。過去に類書がいくつかあったものの(甲斐克則編『確認医事法用語250』(成文堂、2010年)や、方向性はやや異なるが、法曹会『医療語彙集』(法曹会、1977年)など)、本書は、執筆者125名・820項目というこれまでにない規模のものとなっている。母体となった医事法学界において、そして他の法学界との関係性において、どのような立ち位置を占めていくことになるのか見届ける必要があるだろう。

現在民事判例研究会編『民事判例17 2018年前期』(日本評論社)において、「第2部 医事裁判例の動向」および「第3部 注目裁判例研究 医事」の掲載が復活した。本書は、そもそもは判例タイムズ1263号(2008年)まで掲載をしていた「民法判例レビュー」が第100回を迎え終了したことを機に、やや時をおいて出版されたものである(現在民事判例研究会編『民事判例1 2010年前期』(2010年))。出版にあたり、財産法部会・家族法部会など各領域ごとに研究会が組織され、そこに医事判例研究会も組織されるに至った。当該研究会のもと、1号から14号まで(2016年まで)毎号、記事が掲載されていたが、当該研究会の存続が困難になったこともあり、15号以降は掲載が途絶えるという状況にあった。しかし、「医療・医学研究や関連諸分野にかかわる紛争事例が多数出現する社会状況の中、

本誌が医事判例を扱わない状況が続くことは好ましく「ない」という観点から、編集部からの依頼を受け、研究者数名と実務家数名が中心となり研究会を新たに組織し、この17号から取り組んでいくことになった。

それゆえ、この17号では「2018年々前期(第17号=本号分)医事裁判例の動向」(小西知世)だけではなく、「2017年前期(第15号分)医事裁判例の動向」(米村滋人)、「2017年後期(第16号分)医事裁判例の動向」(手嶋豊)も掲載されることになった。なお、第3部の注目裁判例は、東京地判平成28年11月17日判例時報2351号14頁を取り扱っている(平野哲郎「終末期医療において、延命措置を行わないとの主治医の決定が裁量の範囲内にあるとした事例」)。

甲斐克則『<講演録>医事法学へのまなざし——生命倫理とのコラボレーション——』(信山社)が上梓された。本書は、2006年から2016年までの甲斐先生の講演のうち、反訳したうえで記録に収められたもの、およびまだ収められていないもののうちから、医事法と生命倫理に関係するもの8編が選ばれ、加筆・修正されたうえで収められている。講演は、「はしがき」にて述べられているように、「記録に残しておかないと、その場に参加した人にしか言いたいことが伝わらないものである。それゆえに、講演活動を通じて広く社会に対し医事法学と生命倫理学を伝える活動に取り組んでいることだけではなく、このような形で記録を残す試みを実践しているその姿勢に敬意を表したい。また、講演録は、論文あるいは著書とは違った形で、その人の人間像が見えてくるものでもある。その意味で、この本は、甲斐医事法学・生命倫理学を、また新たな観点から見直したり接したりする機会を与えてくれると思われる。ぜひ一度、手にとって読んで欲しいと思う。なお、本書にて最初にとりあげられているのが、明治大学ELM開館記念講演会での講演(「医事法と生命倫理の交錯——唄孝一の『ELMの森』を歩く」)である。

前田和彦『映画のなかの医事法学・plus 医療・福祉・生命倫理+人生・青春・恋愛・アニメ』(医療科学社)は、医療科学通信2003年1号～2006年1号に11回にわたって連載された「スクリーンの中の医事法」をもとにしたものである。本書は映画を題材に医事法学・生命倫理学にかかわる内容を解説している。たとえば、第14幕では「ペコロスの母に会いに行く」(2013年日本映画)を題材として老人福祉法・介護保険法を解説し、第5幕では「聲の形」(2016年日本アニメ映画)を媒介として言語聴覚士法のことについて述べている。本書は、医事法学をより身近なものにするためのものとして生まれたと筆者は序文にて述べている。今後この取り組みは是非とも続けて欲しいと思う(たとえば、「パッチ・アダムス トゥルー・ストーリー」(1998年アメリカ映画)や、「1リットルの涙」(2005年日本映画)、「復活の日」(1980年日本映画)、「50/50 フィフティ・フィフティ」(2011年アメリカ映画)などを題材としてとりあげても面白いのではないだろうか)。

(小西 知世)

4 医療事故一般・医療安全

甲斐克則「講演：医療安全と法」熊本法学142号108頁以下は、2016年10月に開催された熊本大学法学部研究教育振興会主催の講演会の模様である。近年の医療事故事例と法の限界から、持続可能な医療安全を実現するためにいかなる考え方をとるべきかが述べられている。蛇足となるが、広島東洋カープの試合を題材とした医療安全に関する考察はいち野球ファンとして非常に興味深く拝読した。

改正医療法施行から2018年10月で3年が経過したが、医療事故調査制度については活発な議論がなされており、医学系雑誌でも大規模な特集が複数組まれている（「特集 医療事故調査制度と看護管理者の役割」看護管理28巻5号、「特集 新しい医療事故調査制度における事故調査」麻酔67巻11号、「外科医に求められる医療安全：医療事故調査制度開始2年を経て」日本外科学会雑誌120巻1号など）。以下、法学系雑誌掲載のものを中心に紹介する。法律のひろば71巻4号は、「『医療』と『法』」と題する特集を組みいくつかの論文を掲載するが、なかでも、西口元=辻村祐一「医療事故調査制度の現状と課題——委員会報告書を中心として」は、主に同制度上で作成される報告書と訴訟によりなされる責任追及との関係における問題点を指摘する。同様に、医療事故調査報告書に関する問題を扱うものとして、小林孝一「医療事故調査報告書の現下の問題—Ⅱ」関東学院法学27巻1号3頁以下がある。

他方、大下宗亮「医療事故における事故調査の現状と問題点」法律時報91巻1号71頁以下は、医療機関などの組織に対する法的責任追及について活発に議論することが医療事故調査の促進につながると示唆する。また、美容・エステ被害研究会編『美容・エステのトラブル相談Q&A』（民事法研究会）はこれまであまり認識されてこなかったエステに関連して起きるトラブルも含め、美容を目的とした契約トラブルなどにつき、どちらかというとい事法というよりは消費者法的な切り口ではあるが、その法的規制についてまとめられた一冊である。

医療事故の原因究明、ひいては医療安全のためには患者死亡時の死因の解明も重要である。この問題につき、賠償科学46号(2017年)は、シンポジウム「死後・死亡時画像診断の現状と今後の課題」の記録として、山本正二「オートプシーイメージング学会から見た死亡時画像診断の現状と今後の課題」4頁以下、岩瀬博太郎「法医学から見た死後画像診断の現状と今後の課題」14頁以下、木ノ元直樹「法的観点から見た死後・死亡時画像診断のこれからの課題」23頁以下、大野曜吉ほか「総合討論 死後・死亡時画像診断の現状と今後の課題」32頁以下を収載しているので参照されたい。

(小谷 昌子)

5 医療過誤（民事）・診療契約

村山淳子「適格な法とは何か——ドイツ医療契約法の法的視点」西南学院大学法学論集51巻3・4号89頁以下は、2013年にドイツで成立した患者の権利法および医療契約の法典化を題材として、政策的要素のある立法活動において自覚されるべき法の適格性とそこからの逸脱に関して論じる。「筆者が長年継続してきた患者の権利法（医療基本法）に関する研究の最終報告の役割を兼ねる」とされ（117頁）、立法のあり方にも新たな視座を得るものである。

伊藤滋夫編「医療訴訟と要件事実」法科大学院要件事実教育研究所報第17号（日本評論社）は、2018年12月1日に執り行われた講演会における講演およびそのレジュメ、コメント、質疑応答を収録する。講演は、医師の過失と密接な関係にある医療水準論につき要件事実という視点から再検討する山口齊昭「要件事実論的視点から見た医療水準論」6頁以下、期待権や相当程度の可能性の侵害を中心に、損害・権利侵害について分析する米村滋人「医療過誤訴訟における権利法益侵害・損害の要件事実」25頁以下、裁判例をもとに転送義務違反の要件事実につき論じる岩崎慎「転医義務の要件事実的考察」49頁以下の3講演からなる。伊藤眞、高橋譲両氏によるコメントや、質疑応答の様態も収められており、横断的に医療事故訴訟における要件事実を考えるうえで非常に貴重な資料である。

また、奇しくも、いほうの会編『医と法の邂逅 第3集』（尚学社）には医療事故による期待権侵害に関する論文が2本収載されている。松原孝明「医療過誤訴訟における期待権侵害構成と行為態様評価について」（日本評論社）3頁以下は、期待権侵害につき、実体法的な観点から再検討し、最高裁により相当程度の可能性侵害に対する慰謝料が認められている今日における意義につき論じる。他方、立証の問題に焦点を当て、期待権侵害論が登場した背景である医療事故訴訟における因果関係の証明困難性に期待権侵害論がいかなる影響をもたらすのかにつき考察するのが長島光一「医療過誤訴訟における期待権侵害とその立証——因果関係の立証との関係」43頁以下である。誤解をおそれずに言えば、この問題は一時期の盛んな議論が落ち着き、ややもすると停滞状態にあったともいえそうだが、再び議論が活性化する契機となるであろうか。

これに対して近年とりわけ議論が活発なのがAI、ロボットと法の分野であるが、これらの技術利用と法的責任につき論じるのが松尾剛行「医療分野におけるAI及びロボットに関する刑事責任——手術用ロボットを利用した手術における医療過誤の事案を念頭に——」LAW AND PRACTICE12号83頁以下である。民事責任、刑事責任についてそれぞれ独・日の判例等を整理・考察するものであり、今後この分野に関する議論をするうえでの礎となろう。

ほかに、西口元「医療事故・医療過誤と医療関係訴訟」法律のひろば71巻4号4頁以下は主に医療事故訴訟における重要論点につき判例や議論状況の整理を行なったうえで、最後に今日的な問題を挙げる。法哲学の立場から永石尚也「医療事故における過失判断と道徳的運の問

題」年報医事法学33号37頁以下、歯科医療事故訴訟について長野佑紀「歯科医療裁判の現状と医療紛争の事前防止対策の検討」日本口腔腫瘍学会誌 31巻1号11頁以下、また、医師の専門的行為におけるネグリジェンスの判断につき小谷昌子「メディカルプロフェッショナル・ネグリジェンスと診療ガイドライン」帝京法学32巻1号1頁以下がある。

賠償科学46号78頁以下(2017年)は、シンポジウム「現代医療とライフ・スタイル——医療における《人》の多様性の保護のあり方」を収載する。村山淳子「企画趣旨」78頁以下、山口齊昭「水準外医療の選択」82頁以下、村山淳子「美容医療——3つのアプローチの到達点」92頁以下、辻村(伊藤)貴子「歯科医療において求められる説明義務——近年の歯科民事裁判例を基に——」103頁以下、植草桂子「介護・終末期医療」114頁以下はそれぞれ、人が様々なライフ・スタイルを追求するうえで医療についても選択をすることがあるが、これが法的にどのように保護されているのか、さらにいかに保護すべきかをこれまでの裁判例などを基に論じる。

他方、訴訟法的観点から興味深いのが、事件処理の概況などを紹介する中園浩一郎＝花有香里「東京地方裁判所医療集中部(民事第14部、第30部、第34部、第35部)における事件概況等(平成29年)」法曹時報70巻7号53頁以下である。なかでも和解の傾向や、判断に際し裁判官の経験則を補う医学的知見の獲得がいかになされたのかにつき、貴重な資料となるであろう。

この分野の他国の状況についての紹介や解説もみられる。2017年3月に中国の最高人民法院裁判委員会が制定した医療損害責任訴訟事件の審理に関する司法解釈については、王晨「翻訳 医療損害責任の紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈:最高人民法院裁判委員会2017年3月27日制定、2017年12月14日施行」法学雑誌64巻3号767頁以下、および、宇田川幸則＝張瑞輝「中国における医療損害責任訴訟に関する司法解釈」名古屋大学法政論集278号263頁以下がある。他方、ドイツに関しては、ハンス・プリュッティング(中山幸二＝本間学訳)「ドイツ法における医師責任訴訟」金沢法学60巻2号199頁以下がドイツにおいて医師に対し民事上の責任追及をする場合の困難性とそれに対する対応を主に訴訟法の観点から述べる。また、本項冒頭で紹介した論文に関連して、村山淳子「ドイツ医療契約法(患者の権利法)の法案(理由付)(上)」西南学院大学法学論集51巻1号45頁以下もある。

(小谷 昌子)

6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任

松原久利「交通事故および医療事故と引受け過失」同志社法学69巻7号Ⅱ917頁以下は、「必要な熟練・専門知識が欠けているにも関わらず」、それらが求められるような行為を実行した場合について問題となる「引受け過失」について、医療事故および交通事故事案を対象に検討する。

過失の競合と共同正犯について、郷朔「医療過誤事件における複数関与者の過失責任」中央大学大学院研究年報47号97頁以下ではチーム医療を対象に論じる。

先端医療における刑事責任については、着床前診断技術に着目した林弘正『先端医療と刑事法の交錯』（成文堂）が上梓された。そのほか、松尾剛行「医療分野におけるAI及びロボットに関する民刑事責任——手術用ロボットを利用した手術における医療過誤の事案を念頭に——」LAW AND PRACTICE12号83頁以下は、ドイツを比較法対象として医師・医療機関の過失責任と説明義務（医療過誤（民事）参照）について論じる。同様に医療過誤の民事責任および刑事責任を論じるものとして、山本紘之「刑事過失と民事過失の異同について」伊東研祐＝小島秀夫＝中空壽雅＝松原芳博編増田豊先生古稀祝賀論文集『市民的自由のための市民的熟議と刑事法』（勤草書房）155頁以下に触れた。

（船橋 亜希子）

7 医師の説明義務・インフォームド・コンセント・患者の自己決定権

2015年以來の掲載となった北山修悟「医療契約法の再構築(7)」成蹊法学89号1頁以下は、エビデンス・ベースト・メディスン（EBM）だけでなくナラティブ・ベースト・メディスン（NBM）も視野におさめ、医師患者関係のあり方、ひいては医療における意思決定のあり方を論じてきたが、そのうえでインフォームド・コンセント論における現在の問題を見据えつつ医療の意思決定における医師と患者の役割および関係につき論じる。

ローゼナウ・ヘニング(天田悠訳)「講演: インフォームド・コンセント——医事法のまやかしか？ それとも現実か？——」比較法学52巻2号57頁以下はなんと刺激的なタイトルで行なわれた講演の記録であるが、ドイツにおける法状況や判例などからインフォームド・コンセントが患者の害になりかねない機能不全状態に陥っていることを指摘し、その解決のひとつとして医師の説明の内容を限定的にすることを示唆する。

カライスコス・アントニオス「裁判例からみるインフォームド・コンセントの現状」法律のひろば71巻4号15頁以下は、説明のなかでも患者の同意のための十分な情報提供のための説明に関する判例の到達点について整理する。

小西知世「医療と法の潮流を読む(11)残された課題: 意思決定を中心に」病院77巻4号333頁以下は医療現場における意思決定支援も含め、インフォームド・コンセントに関する現在の問題状況について述べる。意思決定支援については、尾方仁「医療現場における患者・家族への意思決定支援: 少子高齢化社会の到来を見据えて」国立医療学会誌72巻3号111頁以下、尾渡部朗子「成年後見制度における意思決定支援」國學院法研論叢44号1頁(2017年)以下も参照されたい。また、米本秀仁「『自己決定(権)論』の問題圏——そのアポリアへの制度的アプローチ——」北星学園大学社会福祉学部北星論集55号1頁以下は、社会福祉・ソーシャルワークの実践においても自己決定および自己決定支援が重要となることを念頭におき、自己決定や他者決定、自己決定支援などが有する問題とそれを打開するための制度的アプローチを探る。

最後に、主に認知症を念頭においた分析ではあるが、加藤佑佳=成本迅「認知症等高齢者の取引に係る判断能力についての医学的分析」現代消費者法39号77頁以下は、医療現場における意思決定能力がいかに評価されているのかについても概説する。意思決定支援に関して議論する前提として、重要な情報となるであろう。

(小谷 昌子)

8 医療専門職・医療機関

1) 医療専門職関連

平成30年11月14日に、いわゆるタトゥー事件控訴審判決が大阪高等裁判所から出ている。大阪高裁は、医師法17条の医行為概念につき医療関連性があることが求められるとしたが、**三重野雄太郎「タトゥーを彫る行為の『医行為』該当性」鳥羽商船高等専門学校紀要40号9頁以下**も同様の観点からタトゥー施術が医師法17条にいう医行為に当たるかを論じる。本件は上告されており、医師がなすべきとされる医行為とは、ひいては医療とはなにかといった問題は今後も引き続き問われることになる。

その他、本件第一審判決をもとにした論考として、憲法的観点からの評釈が多いが、**佐々木雅寿「入れ墨の施術行為と憲法22条1項」法学教室449号121頁**、**小山剛「憲法訴訟の実践と理論(11) 職業と資格——彫師に医師免許は必要か」判例時報2360号141頁**、**濱口晶子「彫り師のタトゥー施術行為と職業選択の自由」法学セミナー763号120頁**、**小谷昌子「判決紹介」年報医事法学33号239頁以下**、**曾我部真裕「医師法17条による医業独占規制と憲法 タトゥー彫師訴追事件に即した検討」初宿正典先生古稀祝賀論文集『比較憲法学の現状と展望』(成文堂)749頁以下**、控訴審判決に関して、**榎透「入れ墨の施術者に医師免許を求めることと憲法22条1項」新・判例解説watch憲法No.154** (https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-011541715_tkc.pdf)、**笹田栄司「『医業独占』(医師法17条)とタトゥー施術業[大阪高裁平成30.11.14判決]」法学教室462号152頁**、**堀口悟郎「タトゥー医師法事件控訴審判決[大阪高裁平30.11.14]」64巻4号128頁**がある。もっとも、前掲三重野論文とは異なり、真正面から医師の職域につき議論するものは少ない。

他方、応召義務との関係もあり近年議論が盛んになっている医師の労働問題であるが、「医師の働き方改革に関する検討会」における提案や議論については一般にも報道されており社会的にも関心を集めている。この問題につき、**三谷和歌子「応召義務の解釈と『働き方改革』の導入」年報医事法学33号31頁以下**があるほか、**岡崎淳一「働き方改革と医師の労働時間管理」日本臨床麻酔学会誌38巻7号844頁以下**などがある。また、「特集 救急救命士の現状と未来 活躍の場とその拡大を俯瞰する」救急医学42巻11号1499頁以下は救急関連の要職者が法制度につき述べており、興味深い特集である。

2) 医療機関

2018(平成30)年4月の診療報酬改定によりオンライン診療科が創設されたことを機に、遠隔診療(オンライン診療)の適切な導入のあり方やネット広告、ロボットを用いた遠隔

手術など様々なトピックについて関心が集まっている（もっとも、保険適用の対象疾患が限定されていることなどから、オンライン診療の保険適用を申請している医療機関はわずかであるとの報道もなされている）。在宅医療、チーム医療などとともに、医療機関のあり方を再考する契機となりうる動きであるといえる。

現在、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の見直しが検討されており（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000201789.pdf>）、そもそもオンライン診療をとりまく状況自体に流動性があるのが現状であるが、医学系雑誌に種々の特集記事がみられた。たとえば、**精神科治療学 34 巻 2 号「特集 精神科における遠隔診療の可能性」**中、**落合孝文「オンライン診療に関する法的規制：厚生労働省ガイドラインを中心に」**195 頁以下は法の状況を知る上で有用であろう。

（小谷 昌子）

9 医薬品・医療機器

2018年4月に、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会で薬機法改正のための議論が行われた。当該部会の10回に亘る議論の内容は「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」(以下、とりまとめ)として公になった。概ね、薬剤師及び薬局の在り方、医薬分業の在り方、そして医薬品、医療機器等の製造・流通・販売に関与する者へのガバナンス強化について検討がなされた。特に、改正法議論において焦点とされたのは、誇大広告といった違反行為に対する事業者への課徴金制度の導入である。こういった動きも踏まえて、医薬品・医療機器・健康食品を扱う事業者向けの実務上の法律問題を解説する著作として、**赤羽根秀宜『Q&A 医薬品・医療機器・健康食品等に関する法律と実務』**(日本加除出版株式会社)、**アンダーソン・毛利・友常法律事務所医薬品・ヘルスケア・プラクティス・グループ編『医薬・ヘルスケアの法務規制・知財・コーポレートのナビゲーション』**(商事法務)がある。後者は、前者同様に医薬品・医療機器・健康食品の法規制に関する叙述がなされていることに加えて、再生医療及び臨床研究に関する法律及び次世代医療基盤法の解説もあり、更には、執筆者に弁理士も加わっているので特許に関する叙述も充実していて大変参考になる。尚、英独仏を中心に海外の薬事制度を簡潔に分かりやすく紹介する著作として、**小林大高編著『海外の薬事制度にまなぶ——時代に寄り添う薬剤師の未来に向けて——』**(医薬経済社)がある。

また、**久保田洋子=岩佐祐希「医薬品・医療機器の法律実務」法律のひろば 71 巻 4 号 30 頁**以下は、健康食品やサプリメント、薬害、ジェネリック医薬品や医薬分業制など、医薬品にまつわる現代的問題につき網羅的に概説する。尚、**法律時報 89 巻 8 号(2017 年)5 頁**以下の「特集 **ライフサイエンスと知的財産**」も医薬品の特許を巡る議論が中心に収載されているので併せてお薦めしたい。これを巡る直近の論考として、**愛知靖之「知的財産法とビジネスの種(NUMBER06)先発・後発医薬品をめぐる特許問題」**ジュリスト 1516 号 50 頁以下もある。

次に、医療機器に関しては、まず、**昌子久仁子=大西昭郎「医療機器規制に関する近年の振り返り」**医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス 49 巻 12 号 815 頁以下を挙げたい。**亀岡倫史「EC 医療機器指令と指定審査機関の民事責任(上)(中)(下)」**国際商事法務 46 巻 4 号 568 頁以下、**国際商事法務 46 巻 5 号 716 頁以下、国際商事法務 46 巻 6 号 858 頁以下**は、企業が製造した医療機器を審査した指定の民間審査機関が EC 指令上、いかなる義務を有するのかを巡る裁判例 (EU 司法裁判所 2017 年 2 月 16 日判決) の紹介・検討である。今般提出された「とりまとめ」でも医療機器の特性を踏まえた承認制度の構築の必要性が挙げられている。かかる制度の検討を進める上でも、この論考は示唆的であるように思われる。また、**佐藤英樹「欧州医療機器の新規則(MDR)」**Pharm stage18 巻 7 号 52 頁以下は、欧州の医療機器を対象とする Regulation の紹介である。周知の通り、この規則は Directive よりも加盟国に対する拘束力が強い規範であることに注意を要する。

昨今、大規模地震が現実味を帯びてきている上に、昨年の西日本豪雨災害も起きたこと

も併せて思い致すときに、災害現場での被災者の救出・支援における医療機器の管理の在り方を検討しておく必要がある。例えば、**医療機器学 89 巻 1 号 31 頁以下**の「**特集 災害時における医療機器管理体制を考える——医療現場からの発信——**」の各論考は大変有益である。主な論考として、**森田正則**「**災害時ライフライン途絶下で多数患者を受け入れるための医療機器管理——課題と対策——**」(32 頁以下)、**佐藤大介**「**災害時の患者情報管理や要援護者への支援の現状と課題**」(39 頁以下)、**森上辰哉**「**透析医療に関わる災害時の機器管理体制を考える**」(46 頁以下)、**片山明子**「**医療現場における災害対策——平成 30 年 7 月豪雨災害の経験から——**」(53 頁以下)がある。これらの論考が指摘する現実的な課題の解決に向けて一刻も早く一歩を踏み出す必要があるのではないか。特に、大震災時の法的課題を浮き彫りにした、**ジュリスト1427号(2011年)2頁以下**の「**特集 東日本大震災——法と政策**」、**論究ジュリスト6号(2013年)4頁以下**の「**特集 震災と民法学**」と併せて読むこともお薦めしたい。

何劫「**伝統医療に関する中国の新立法**」**大学院研究論集(西南学院大学)1頁以下**は、2017年7月1日から施行された中華人民共和国中薬法の内容を概説するものである。特に、この法律は、従来の中薬関連法規群と異なって、中薬及びその伝統的知識の保存・尊重・維持に基づく発展、保有者の権利保護、関連する動植物資源の保護を念頭においていることが特色であるとする。

(神坂亮一)

10 医学研究

2017年4月14日に、いわゆる「臨床研究法」(平成29年法律第16号)が公布されて、翌年4月1日から施行された(臨床研究法施行規則も併せて施行)。周知の通り、ディオバン事件を契機に、厚生労働大臣の下に「高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会」が設置されて報告書を取り纏めるに至った(2018年11月19日、ディオバンを巡る研究論文不正事件の控訴審判決では、旧薬事法66条1項に抵触せず違法性はないとし、元社員に無罪判決が言い渡された。尚、関連論考としては、**増成直美「医学研究における不正行為の法的責任——ディオバン事件を手がかりとして——」**山口県立大学学術情報11号(高等教育センター紀要2号)67頁以下、**木下昌彦「研究不正と営利的言論の法理:ディオバン事件における薬事法66条1項の解釈論争を素材として」**論究ジュリスト25号68頁以下、**北澤京子「製薬企業の情報をどう受け止めるか:ディオバン事件から考える」**こころの科学203号(2019年)53頁以下がある。)

これまで「臨床研究に関する倫理指針」によって規律されていた臨床研究に対して、本報告書は、研究不正の再発防止策として、倫理指針の見直しを求めて、その代わり拘束力の強い法制度の必要性を訴えた。特に、研究者の利益相反管理の徹底が主眼に置かれることになった。

これを受け、厚生労働省は「臨床研究の制度の在り方に関する検討会」を設置し、「臨床研究に係る制度の在り方に関する報告書」を取り纏め、「一定の範囲の臨床研究について法規制」が必要であると結論づけた。これによって、従来の倫理指針群は統合されるに至り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」として新たに名称を変更し、特定の臨床研究に関しては、「臨床研究法」がその守備範囲となったのである。

当該法律の施行は歓迎される向きはあるが、「法令の解釈に追われて本質的なことが置き去りになってしまうことがあるのだとしたら、いささか寂しいことである。」といった見解もあることを忘れてはならないであろう(竹下啓「臨床研究法施行に思うこと」臨床倫理7号(2019年)3頁)。

このような状況の中、この解説として、**唐牛南「法令解説 臨床研究法の制定」**時の法令2052号24頁以下は、制定経緯及び概要をコンパクトにまとめている。加えて、**吉田淳「教育講演 臨床研究法を紐解く(第65回学術集会)」**臨床病理(日本臨床検査医学会誌)67巻2号(2019年)157頁以下、**一家綱邦「臨床研究法は何を規制する法律なのか:医学研究を法で規制することの難しさの経過観察報告」**腫瘍内科23巻2号(2019年)143頁以下、**中田はる佳「臨床研究法の実践的解説」**Organ Biology26巻1号(2019年)7頁以下、**福田亮介「臨床研究法について」**医療と社会28巻1号63頁以下、**吉田淳「臨床研究法について:——認定臨床研究審査委員会を軸に俯瞰する——」**レギュラトリーサイエンス学会誌8巻3号165頁以下、**旗手俊彦「臨床研究法の概要」**医療人育成センター紀要(札幌医科大学)9号27頁以下、「座談会 医

療機器の開発と臨床研究法」医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス 49 巻 12 号 788 頁以下もある併せて一読されたい。

次に、医学研究倫理に関する論考としては以下の論考が挙げられる。中田はる佳「臨床研究における規制・倫理・法制度」診断と治療 107 巻 2 号 141 頁以下及び同「臨床試験と COI」腫瘍内科 23 巻 2 号(2019 年)136 頁以下は、特に、利益相反管理に焦点を当てて、「臨床研究法」の概要を説明する。平瀬主税「研究倫理の原則と実践」臨床血液 59 巻 10 号 2380 頁以下及び前田正一=横野恵「研究における倫理的配慮」救急医学 43 巻 3 号 278 頁以下も医学研究倫理を概説する。尚、旗手俊彦「公正な医学系研究を進めるにあたって——研究倫理の基本と近年の動向——」札幌保健科学雑誌 7 号 1 頁以下は、Emanuel の臨床倫理 7 原則も含めて研究倫理に関係する基本的な考え方を紹介するとともに、公正な医学研究の施行のためにどのような取り組みが大切なのかを論ずる。

更に、特定の領域における医学研究倫理（利益相反も含む）を扱う論考として、田部陽子=通山薫「研究倫理 臨床検査医学研究における研究倫理のあり方」日本臨床検査医学会誌 66 巻 8 号 854 頁以下、大井賢一「緊急時における医学研究の倫理的プロセス：インフォームドコンセントはどのように実際に機能しているか？」防衛医科大学校進学課程研究紀要 41 号 107 頁以下、齊尾武郎=栗原千絵子「精神医学・精神医療における利益相反：研究・教育・診療の視点から」臨床精神医学 47 巻 1 号 95 頁以下、飯島祥彦「精神医学研究の倫理：倫理指針を中心に」臨床精神医学 47 巻 1 号 45 頁以下がある。

倫理指針から臨床研究法へと昇華した規制枠組みの変遷を踏まえつつ、我が国の倫理委員会における制度改革の動向を詳細に検討する論考として、田代志門「日本における倫理審査委員会制度改革の動向——研究倫理指針から臨床研究法へ——」医療と社会 28 巻 1 号 79 頁以下がある。臨床研究法を一定の到達点と位置づけつつ、「将来的には現在の研究倫理指針と法律を再整理する」必要性を強く訴えている。また、臨床研究施行の過程に一般市民（患者も含む）が参加する機会の 1 つとして、倫理審査委員会への参加が挙げられる。「一般の立場の委員」として当該委員会でいかなる役割が期待されるべきなのかを検討する論考として、武藤香織「臨床研究への患者・市民参画政策の黎明期に——「経験ある被験者」の貢献を考える——」医療と社会 28 巻 1 号 129 頁以下がある。更に、酒井田由紀=太田勝正「一般の立場の委員が捉える研究倫理審査委員会における役割認識」医学哲学倫理 36 号 21 頁以下は、当該委員会での一般の立場としての委員の役割に関する要素を文献の検討を通じて明らかにして、彼らの役割が不明確である点に着目して、実際の委員会での彼らの配置の概要、発言内容等を研究倫理審査委員会事務局宛に質問票を送付するといった形で調査を行っている。非常に詳細な調査であり、一般の立場として参加するこうした委員が他の委員とどのように役割分担し、委員会に貢献すべきかを考えていくための基礎資料としてとても有意義な研究であろう。

次に、当期最も挙げられるべき著作として、井上悠輔=一家綱邦編著『医学研究・臨床試験の倫理 わが国の事例に学ぶ』（日本評論社）がある。本書の特色は、「医療・健康に関する研究

活動で起こる倫理問題をテーマにしています。医学研究の過程で実際に発生した事案を分析して、課題を整理し、今日への教訓を得ることを目的とする本です。」とはしがきにあるように、今後の医学研究の在り方を考察することを目的として、具体的事案を検討しながらこれらの法的・倫理的論点を理解できることである。

第1部「序」の井上悠輔「医学研究・臨床研究の倫理と日本」(2頁以下)は研究倫理及び被験者保護に関する知識の提供を主目的とする論考であり、本書を通読する上で大きな役割を果たす。第2部「事案の解説」では、「臨床研究・実験的な医療」、「配慮を要する対象・状況」、「試料や情報の取得・保存・利用」、「研究運営の中立性・誠実な成果発表」の4つのパートに区分して、主に医学研究を対象とする法・倫理的研究を行っている学者の手による論考が寄せられている(被験者に新規の医薬品、医療機器等を試すような事案に焦点を置いた Part1 として、山本圭一郎「被験者の同意なき臨床試験の実施——金沢大学病院無断臨床試験事案」(20頁以下)、船橋亜希子「プロトコルの規範性——愛知県がんセンター事案」(36頁以下)、田代志門「「実験的」な手術——札幌ロボトミー事件」(52頁以下)、松井健志「First-in-human 医療機器試験と同意の有効性——補助人工心臓治療事案」(65頁以下)、PlusOne1 田代志門「研究と診療の境界を考える——「革新的治療」の許容条件」(84頁以下)、研究内容に加えて被験者の属性等も考慮した事案を中心に上げた Part2 として、土屋貴志「戦中の反人道的軍事医学研究——駐蒙軍冬季衛生研究」(90頁以下)、中澤栄輔「精神疾患と被験者研究——ツツガムシ病感染実験事案」(107頁以下)、永水裕子「子どもを対象とする研究——名古屋市立乳児院・神戸医科大学事案」(122頁以下)、横野恵「製薬企業の従業員を対象とした研究——社員へのキセナラミン投与事案」(141頁以下)、PlusOne2 大北全俊「受刑者(囚人)を被験者とする研究」(162頁以下)、被験者でなく試料・情報を対象とする事案を取り上げた Part3 として、須田英子「地域住民を対象とする研究——熊野町がん予防研究事案」(168頁以下)、高島響子「臨床現場で患者試料を採取する研究——慶應義塾大学病院事案」(186頁以下)、佐藤雄一郎「解剖後の試料の取扱い——自治医科大事件および監察医務院事件」(203頁以下)、PlusOne3 飯島祥彦「災害研究に求められる倫理——被災者を守るための研究倫理」(215頁以下)、研究不正等の事案を取り上げた Part4 として、一家綱邦「新薬開発における製薬企業と研究者の責務——ソリブジン事案」(220頁以下)、磯部哲「研究への企業の関与と利益相反——ディオバン事案」(237頁以下)、井上悠輔「臨床試験の支援スタッフと不正——千本病院・北里大学事案」(257頁以下)、伊吹友秀「研究不正とオーサーシップの問題——STAP細胞事案・大量論文ねつ造事案」(274頁以下)、PlusOne4 として會澤久仁子「日本における倫理審査委員会の誕生と展開」(290頁以下))。最後に、第3部の和泉澤千恵=一家綱邦=井上悠輔=小門穂「わが国で起きた出来事——主な事案と国内外の動き」(299頁以下)では、資料として、本書掲載の事案以外の事案の解説と年表が簡潔に纏められている。

次に、医学研究における情報の取扱いに関する論考である。荒木和夫他「医学研究に関する個人情報保護・研究倫理関係法令等の体系、適用関係および適用除外についての調査研究」日本公衆衛生雑誌 65 巻 12 号 730 頁以下は、我が国の医学研究に関する個人情報保護規定(適

用除外も含めて)及び研究倫理関連法等を悉皆的に調査するといった手法で、今後の課題を考察するものである。特に、各法規間の整合性がないこと、医学研究に関する個人情報保護法規が存在しないこと等を課題として挙げている。加えて、岩隈道洋「人を対象とする医学系研究における「同意」とプライバシー」杏林社会科学 34 巻 1 号 17 頁以下は人を対象とする医学系研究での個人情報の保護の問題を検討する。2017 年に、医療分野での研究開発を推進するために、匿名加工医療情報を対象とした法律として、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」(平成 29 年 5 月 12 日法律第 28 号)が可決・成立した。山本真帆「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」法令解説資料総覧 439 号 17 頁以下、宇賀克也「次世代医療基盤法——医療ビッグデータの利用と保護」ジュリスト 1522 号 88 頁以下は、当該法律の制定経緯及びその概要を紹介するものである。

岡林楠博「医療情報の利活用事例——東北地方の医療情報連携ネットワークとゲノムコホート研究——」レファレンス(国立国会図書館調査及び立法考査局)811 号 79 頁以下は、効率的で質の高い医療の実現のために医療情報がどのように利活用されているのかを「みやぎ医療福祉情報ネットワーク MMWIN」及び「東北メディカル・メガバンク」の事例を通して紹介する。今後は、こうした事例を踏まえて、医療情報に内在する課題の検討を行うことも必要になるに違いない。そのための貴重な論考である。

更に、医療情報に加えて、生体・死体の人由来試料の利活用を巡る法・倫理的問題を検討する論考として、遠矢和希他「研究用バイオバンクにおける周産期試料に関わる倫理的・法的・社会的課題——日本とノルウェーの事例から——」生命倫理 28 巻 1 号 49 頁以下、辻村(伊藤)貴子「法医解剖に由来する人体試料の適正な取扱いに向けて——遺族からの返還の求め、研究利用との関係について——」いほうの会編(磯部哲=佐藤雄一郎編集委員)『医と法の邂逅 第 3 集』(尚学社)131 頁以下がある。当期、この分野で、『特集・現代法における「人間」の相対化』法律時報 90 巻 12 号 4 頁以下という非常に興味深い特集が組まれた。とりわけ、医事法学で重要視すべき論考として、山本龍彦「身体の自由」のゆくえ——〈サイバー/フィジカル〉が融解する世界の中で(38 頁以下)及び檜橋明香「身体の道具化——その進展と制御」(45 頁以下)が挙げられる。この特集の企画趣旨で、尾崎一郎教授は両論考について、「高度情報ネットワーク化において仮想化・データ化する身体、あるいは臓器や人体由来物質の市場での取引、といった最先端の現象を通じて、人間が法という営為によって守ろうとしているものは何か、改めて鮮明に浮かび上がってくる。」と述べられる。

かつて、筆者も人由来物質の法的性格決定においてアメリカのレイディン教授の議論を踏まえて論じた(神坂亮一「人由来物質の法的性格付けに関する一試論——レイディン教授の property 理論を導きの糸として」東海法学 32 号(2004 年)92 頁以下)こともあって、後に、檜橋准教授の法学協会雑誌連載の「人体の処分の法的枠組み(1)から(8・完)」(2014 年)(131 巻 4 号 725 頁以下、131 巻 5 号 992 頁以下、131 巻 6 号 1181 頁以下、131 巻 8 号 1547 頁以下、131 巻 9 号 1783 頁以下、131 巻 10 号 1992 頁以下、131 巻 11 号 1 頁以下、131 巻 12 号 2514 頁以下)を拝読させていただいた。

この特集の櫛橋論文では、人間の尊厳を氷山に例え、海面から上の目に見える部分は実定法化されているが、海面から下の目に見えない部分は利他性や互酬性という徳性・徳目がしっかりと基底として上部を支えているといった主張は筆者も思いを同じくし、非常に共鳴を覚えた。更に、身体の道具化の制御について、「金銭とは無縁の使命感や義務感が確かに人々を行動させる十分な動機になることを認めつつ、我々の社会においてこの種の動機が機能する状態にあるかどうか常に注意を払い続け」ることの必要性を説く主張にも筆者は賛同したい。

特に、Elmar Doppelfeld(栗原千絵子=齊尾武郎訳)「欧州評議会人由来生体試料についての研究に関する勧告の意義・Elmar Doppelfeld 教授インタビュー:WMA 台北宣言に対する意見・生体試料提供者の法的な権利保護」臨床評価 46 巻 1 号 119 頁以下は重要である(翻訳として、欧州評議会(栗原千絵子=齊尾武郎訳)「人由来の生体試料についての研究に関する加盟国に対する閣僚委員会勧告 CM/Rec(2016)6」同(127 頁以下)も参照のこと)。尚、欧州のバイオバンクを視察し、倫理的にはどのような点を重視しているのか(例えば、詳細な同意・説明文書の存在など)を紹介する論考として、竹内朋代他「ヒト組織バイオバンクの今——欧州バイオバンク視察に学ぶ——」Organ Biology 26 巻 1 号(2019 年)43 頁以下がある。彼我の諸制度を学ぶことで、我が国のバイオバンクの課題が浮き彫りになるに違いないので、こうした論考はとても有益である。

加えて、大規模に人由来試料を収集するバイオバンク・ジャパンの現状を知る上で非常に有益な論考として、平田真「バイオバンク・ジャパン保有試料検索システムと臨床情報データベース」最新医学 74 巻 2 号 254 頁以下、辻圭太他「JCOG——バイオバンク・ジャパン連携バイオバンク」産婦人科の実際 68 巻 3 号(2019 年)273 頁以下がある。2018 年に、岡山大学及び北海道大学を中心として設立されたクリニカルバイオバンク研究会が発展解消して、病院併設のバイオバンクの在り方を研究する学会として新たにスタートした。この分野の今後の動向を注視する必要がある。尚、横崎典哉「委員会企画 2017 年に改訂した「臨床検査を終了した残余検体(既存試料)の業務、教育、研究のための使用について:日本臨床検査医学会の見解」(第 65 回学術集会)」臨床病理(日本臨床検査医学会誌)67 巻 1 号(2019 年)66 頁以下も既存試料の取扱いを巡る学会の立場を知る上で重要な論考である。

最後に、外国の文献であるが、人由来試料の研究領域での利活用の際に生じる倫理的課題を論じる最先端の研究論文集として、かのマサチューセッツ工科大学出版会による Holly Fernandez Lynch 他編集の『Specimen Science Ethics and Policy Implications』(The MIT Press, 2017)があるので併せてお薦めしたい。

上述のような諸論考に加えて、臨床研究を対象とする研究倫理審査の在り方を憲法学の視点で本質的に検討する論考として、中山茂樹「研究倫理審査を誰がおこなうのか(1)(2・完)——統治論としての学問の自由——」産大法学 50 巻 1・2 号(2017 年)111 頁以下及び 52 巻 1 号 29 頁以下がある。特に、検討対象として再生医療関連法を取り上げて、学問の自由の保障における手続的・統治機構論的な問題を検討するもので示唆を得るところが大きい。加

えて、同「憲法問題としての研究倫理——学問の自律性と公共性——」毛利透他編『初宿正典先生古稀祝賀 比較憲法学の現状と展望』(成文堂)699頁以下は、前述の論考に加えて、著者の一連の論考（「臨床研究と学問の自由」曾我部真裕・赤坂幸一編『大石眞先生還暦記念 憲法改革の理念と展開 下巻』(信山社、2012年)235頁以下、「研究倫理審査と憲法——学問の自由の観点から」岩瀬徹=中森喜彦=西田典之編集代表『町野朔先生古希記念 刑事法・医事法の新たな展開 下巻』(信山社、2014年)23頁以下)における最新版として位置づけられる。研究倫理審査は、学問の自由、民主的に構成される公権力、被験者という人権主体の3つの接点があることを踏まえて憲法学の本質的議論を展開しているので読み応えがあるのと同時に非常に興味深い。

更に、澤井努『ヒト iPS 細胞研究と倫理』(京都大学学術出版会、2017年)は、序で「今後、社会を構成する一人ひとりが、ヒト iPS 細胞研究の在り方に関して合理的な判断を下すことができるように、十分かつ正確な情報（個別の問題に対する賛否両論）を提示することを目的とする。」と書かれているように、私たちが主体的に iPS 細胞研究に対して意見を持つことができるために何に留意すべきかといった議論が中心に展開されている。とりわけ、iPS 細胞研究には、ヒト胚の破壊といった受精卵を利活用した研究とは異なって倫理的な問題はないとされるが、本書は、「道徳的共犯性」概念を持ち込み、これらの問題が回避されていないことを指摘する。こうした哲学的な議論は当該研究に内在する課題の克服のためには必要不可欠であって、今後の医事法学研究においては必読書になるに違いない。

また、医学研究の負の側面にスポットを当てたグレゴワール・シャマユー著(加納由起子訳)『人体実験の哲学 「卑しい体」がつくる医学、技術、権力の歴史』(明石書店)は卑賤化された人々の身体を搾取した人体実験に関して医学史及び政治思想史の両面から検討する。尚、具体的な場面であるが、患者だけでなく、臨床研究に参加する被験者の放射線被曝も問題になるところである。そもそも医療における放射線被曝をいかに正当化すべきかを検討する論考として、亀井修「医療における放射線被ばくの医学生命倫理的考察」*Studia humana et naturalia*(京都府立医科大学教養教育紀要)51号61頁以下、治験コーディネーターとして被験者の権利をいかに守るべきかを考察する友竹千恵「治験・臨床試験に参加する被験者の権利を擁護するためのCRCの活動」*インターナショナル nursing care research* 17巻3号21頁以下もあるので併せて一読されたい。特に、これらの論稿は、人を対象とする臨床研究における被験者保護の絶対性を再確認する上でも大きな意味を持つように思われる。

近年、ゲノム編集技術を用いて食糧問題を解決していこうといった気運が高まる中、これらの技術をそれ以外に応用する動きも加速している。特に、医学研究にも応用可能であるが、それとともに倫理的問題も惹起している。これらの動きに呼応する形で、2017年に日本学術会議も『我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方』といった提言を行っている。そもそも、ゲノム編集とは、「細胞の中で任意の塩基配列を切断する人工DNA制限酵素を利用し、正確に遺伝子を改変する技術」である。原理的には、この酵素を導入することができる全ての生物で適用可能であるために、その利活用範囲は多岐に亘る。

現在、こうした技術革新を巡る法・倫理的な課題を如何に克服すべきか、議論が始まったばかりであると言えよう。

まず当期に挙げられるべき文献は、ゲノム編集に関する基礎知識を習得できる山本卓『ゲノム編集の基本原理と応用：ZFN,TALEN,CRISPR-Cas9』(裳華房)、青野由利『ゲノム編集の光と闇(ちくま新書)』(筑摩書房、2019年)である。特に、当該技術に関する纏まった学術誌である遺伝子医学9巻1号(2019年)18頁以下の「特集 ゲノム編集と倫理」がある。主な論考は、山本卓「1. ゲノム編集の現状と課題」(20頁以下)、千葉朋希=浅原弘嗣「2. ゲノム編集における技術革新」(25頁以下)、中村茜里=阿久津英憲「3. ヒト生殖細胞系列におけるゲノム編集」(34頁以下)、金田安史「4. ゲノム編集の臨床応用」(43頁以下)、神里彩子「5. ゲノム編集と生殖医療—「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針(案)」」(51頁以下)、千葉紀和「6. ゲノム編集と世論」(57頁以下)、石井哲也「7. ゲノム編集治療の倫理的課題」(63頁以下)である。掲載される各論考はアップ・トゥー・デイトな議論を提供していて参考になる。とりわけ、神里論文は「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針(案)」の策定過程を丹念に検証し、千葉論文は世論形成に向けてメディア、政府が取るべき態度に関して論述を展開する。石井論文は「ゲノム編集治療」がもたらす倫理的問題を検討していて、当該分野における議論の先取りとも言えることに加えて、今後の議論の活性化に大きく寄与する論考であるに違いない。

尚、当該分野の法的議論に関しては、中西優美子「遺伝子組み換え生体(GMO)とゲノム編集に関する EU 司法裁判所の解釈(66)EU 法における先決裁定手続に関する研究(29)Case C-528/16 Confederation paysanne and Others v Premier ministre and Ministre de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la foret : ECLI:EU:C:2018:583[2018.7.25]」自治研究94巻11号116頁以下、高田寛「ゲノム編集技術の法的課題について：医療及び食料分野への利活用を中心に」明治学院大学法律科学研究所年報34号21頁以下、澤口聡子「法医学に関連するゲノム技術についての医療と法の問題」昭和学士会誌78巻3号219頁以下(ゲノム編集と遺伝子組み換えは技術的には異なるものであると言われているが、特に、遺伝子組み換え技術をめぐる法的議論につき、高田寛「遺伝子組換え作物の法的問題について：表示規制とトレーサビリティを中心に」富山大学紀要62巻3号(2017年)551頁以下も参照のこと)がある。

他にも、天笠啓祐「ゲノム操作は人間と社会をどう変化させるか」世界910号106頁以下、高橋智「3. 胚のゲノム編集とヒトにおける倫理的課題」血液フロンティア28巻7号1039頁以下、丸山哲夫「ヒト初期胚のゲノム編集」周産期医学48巻7号805頁以下、宮本達雄他「ゲノム編集を用いた遺伝性疾患の治療：遺伝子改変の効率性と特異性を飛躍的に向上」遺伝：生物の科学72巻6号(2019年)599頁以下、島菌進「ゲノム編集した子の誕生と倫理問題」世界917号(2019年)50頁以下、詫摩雅子「ゲノム編集ベビーの衝撃」日経サイエンス49巻2号(2019年)72頁以下、石井哲也「ゲノム編集を経た遺伝子変異児誕生の報告と倫理的波紋」現代化学575号(2019年)18頁以下、西口康二「ゲノム編集遺伝子治療と眼疾患への応用」眼科臨床73巻3号(2019年)251頁以下、松本彬=大森司「ゲノム編集技術の基礎と難病治療への応用」難病と

在宅ケア 24 巻 12 号(2019 年)20 頁以下がある。例えば、天笠論文はゲノム編集技術が今後学術研究（例えば、医学研究）の世界を越えて、産業界でも特許を巡る囲い込みが大規模に行われることを示唆する。また、島菌論文は中国におけるゲノム編集技術を用いて誕生した（と言われる？）児を巡る倫理的な問題を検討する。特に、ゲノム編集による遺伝子改変が世代を越えていかなる悪影響を与えるのか（更には、遺伝子組み換えと異なりいかなる悪影響であるのか）といった問題が一番大きいであろう。いずれにしても、これらを含む各論考は、今臨床現場で何が行われているのか（あるいは、行われようとしているのか）を知る大変貴重な論考であると言えるのではない。

特に、遺伝子治療に関する規制及びゲノム編集の臨床応用に対する規制の在り方を論じる内田恵理子「遺伝子治療関連法規制の動向：遺伝子治療の規制の概要と指針改正の動向」医学のあゆみ 265 巻 5 号 471 頁以下、同「ゲノム編集技術を利用した遺伝子治療の規制」ファルマシア 54 巻 2 号 128 頁以下がある。尚、ゲノム編集技術を用いた遺伝子治療開発の現状と課題が理解できる論考として、小野寺雅史「ゲノム編集技術による遺伝子治療のさらなる展開」日本造血細胞移植学会雑誌 7 巻 2 号 32 頁以下（これに関する特集として、前年度紹介していなかった「特集 ゲノム情報と遺伝子治療——遺伝子治療の最新動向——」日本臨床 75 巻 5 号(2017 年)の諸論考が大変有益である。この場を借りて改めて紹介したい。）が詳しい。加えて、大貫優子他「がんゲノム医療と倫理」臨床倫理 7 号(2019 年)74 頁以下もゲノム医療に関わるために重要な論考である。また、李怡然=武藤香織「ゲノム医療時代における「知らない権利」保健医療社会学論集 29 巻 1 号 72 頁以下、西村邦裕「AI 技術のがんゲノム医療分野への応用と解決すべき問題点」最新医学 74 巻 3 号(2019 年)341 頁以下も示唆的な論稿である。我が国でも、2017 年 6 月 27 日に、『がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会報告書——国民参加型がんゲノム医療の構築に向けて——』が公にされて、その翌年に、厚生労働省は 11 カ所の「がんゲノム医療中核拠点病院」を指定し、目下、大規模なデータ・ベースの構築を含んだがんゲノム医療推進コンソーシアムの整備が急ピッチで進められているところである（尚、厚生労働省は、2019 年 4 月 26 日に、9 月をめどに約 30 カ所を拠点病院に指定することを発表（2019 年 4 月 27 日朝日新聞朝刊））。このような動きも踏まえると、今後はこの分野での倫理的諸課題の解決を併せて行う必要もあるであろう。そのためにも、そこにいかなる課題があるのかをしっかりと理解しなければならず、これらは参照すべき論考であると言える。特に、中田はる佳他「フィンランドにおけるゲノム医療関連政策の動向」家族性腫瘍 18 巻 2 号 42 頁以下は、医療情報の利活用先進国であるフィンランドの現状を的確に紹介する論考で有益な示唆が得られるであろう。

最近、変形性膝関節症治療の第一人者である東海大学医学部の佐藤正人教授の手による佐藤正人『日本における再生医療の真実(幻冬舎ルネッサンス新書)』(幻冬舎)が上梓された。佐藤教授は BS-TBS 『魔法のシート』で杖を使わず歩けるように(2019 年 3 月 31 日放送)でも紹介され、この分野でのフロントランナーが著した本書は再生医療の現状を知る上で必読の書である。尚、小児に対する再生医療を巡る倫理的課題を検討する論考として、高

嶋佳代=武藤香織「小児への再生医療臨床試験の倫理的課題」周産期医学 48 巻 7 号 783 頁以下がある。

最後に、**粥川準二「ガタカ:ゲノム編集時代の「属性」と「能力」**現代思想 46 巻 4 号 176 頁以下は、1997年に公開されたSF映画である「ガタカ」(アンドリュー・ニコル監督、イーサン・フォーク主演)を素材に、ゲノム編集技術によって生殖細胞の遺伝子を改変することで、裕福な子弟が社会的に有利になるような遺伝子改変も行われる可能性を指摘し、そこに格差が生まれるといった懸念を示している。この映画は、まさにゲノム編集時代が意味するところの「属性」と「能力」が混在する社会の到来を予感させるものであるとする。著者は係る時代の到来を機に「社会自体の改革」を訴えている。近著として、**同「生殖細胞系ゲノム編集とメディカルツーリズム」**人間科学研究 15 号 134 頁以下、**同『ゲノム編集と細胞政治の誕生』**(青土社)も併せてお薦めしたい。

(神坂亮一)

11 医療政策・医療制度・医療制度史

1) 医療政策

医療政策に関して見逃せない動向は、やはり働き方改革に関するものであろう。2013年以降、いわゆる骨太方針の中で「働き方改革」が示されてから、徐々に検討が本格化してきている。厚労省内では、2016年10月に「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」が立ち上がり2017年4月に報告書を公表（本検討会と報告書については、https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_384675.htmlを参照されたい）、これを受けて2017年8月に立ち上げられた「医師の働き方改革に関する検討会」も、全22回にわたる議論を重ね、2019年3月に報告書を公表した（本検討会と報告書については、https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_469190.htmlを参照のこと）。

医療の場面での働き方改革の議論は、医師の長時間労働の改善、換言すれば長時間労働の原因となっている労働力不足をどのように改善するかが、議論のひとつ焦点となっている。この問題について検討を加えるのが中友美『**医師の労働時間は看護業務の「分業化」で削減する**』（幻冬舎）である。そこでは、看護師へのタスク・シフティングと看護業務の分業化という観点から論じ、問題の解決をはかろうとしている。本書以外にも検討を加える文献が増えてきている（たとえば、「**特集 働き方改革の行方**」病院77巻11号847頁以下）ことからすれば、今後しばらくは、この問題がホット・トピックスとして取り扱われることになるだろう。

また同時に、この問題に対して医界が適正とは言えない方法で対応していたことが発覚したのも当期であった。いわゆる不正入試問題である。2018年7月、名門私立医科大学が文部科学省局長（当時）の子息を裏口入学させていたことが明るみになり、局長が受託収賄の容疑で逮捕、大学理事長・学長が贈賄罪で起訴されるというショッキングな事件が起きた。この事件に関する一連の報道がなされていくなかで、8月2日の読売新聞の報道により発覚したのが、女性受験者や多浪生の得点を一律減点していたという不正入試の存在であった（同月7日、同大は内部調査報告書にて得点調整の事実があったことを認め、その方法も公表した）。その後、文科省が医学部のある全国81大学を対象に緊急調査をしたところ、複数の大学が不適切な得点調整をしていることが明らかになったというものである（詳細については、**日経メディカル**47巻10号28頁以下「**特集 波紋広がる東京医大の入試不正事件**」など参照されたい）。

この医学部入試における得点調整問題は、金銭授受が絡まないことから問題発覚の契機となった裏口入学とは全く質の異なるものであることを確認しなければならないが、そのうえで注目しなければならないのが、受験生が女性であることにより不利な扱いを受けるということが、社会的に事前に公知されることもなく水面下で実施されていたことである

う。遑って、この問題は“なぜ女性であることが不利な扱いを受けるのか”という問題へとつながってくることになる。そこには働き方改革との場面で論じられている医療現場の労働環境の問題が少なからず影響を及ぼしているとの指摘がなされている（「女性・多浪生差別は働き方改革で解決するか？」日経メディカル47巻10号50頁以下）。

それだけではない。そもそも女性の社会進出を拒む社会状況があるとの分析もなされている。岡山禮子・吉田恵子・平川景子ほか『近代日本の専門職とジェンダー——医師・弁護士・看護職への女性の参入——』（風間書房）は、医師・弁護士・看護師を例にこの問題を考えている。あわせて参照されたい。

2) 医療制度

(1) 概論

今期、ここで最初にとりあげるべき文献は、田中伸至「ドイツにおける医療の質の確保に関する制度の構造と法体系モデル——医療提供体制と公的医療保険を中心に——」法政理論50巻3・4号112頁以下であろう。本稿は、医療の質の制度的担保という非常に重要な問題に対して取り組んでいる論考である。

日本の医療法制には医療の質の確保に関して明示的に定めた条項がほとんど見られず、あるとしてもそうした規定は数多くの医療関係法令や告示などの中に無秩序に散在し体系的な整備がなされていないこと、そのように散在している状況では、それらの規定群が医療の質の確保という目的に対して、どのように機能しているのかを認識することが難しいことなど、現在の日本の医療制度に横たわる問題点を指摘したうえで、今後、日本の制度的対応を検討するためには、各種規制やその担保措置などの制度構成要素・それらの間の構造的連関と間隙・構成要素の欠落を明らかにする必要があると同時に、それらを検討するための枠組みも必要であるとの考えを示している。そしてそのうえで、本稿では枠組みとして利用することができる医療の質に関わる法体系のモデルをドイツ法から導出するという試みを展開している。

この問題は、かねてより医事法学会においても指摘されていたところであるが（年報医事法学33巻193頁以下参照。もっともこの議論は、対象を高年齢者医療に限定したうえでの議論であることに注意されたい）、いまだ本格的に取り組まれていなかった問題であろう。全編130頁にも喃々とする論考であっても、論じ切れたわけではなく今後の課題が提示されている。今後の論考を期待したい。

「I 学会等の回顧」でも記したが、現在、各方面で高齢者に対する問題が検討されてきている。平田厚=厚東知成=神山慎一『介護・現場が知っておくべき認知症高齢者への対応と法律問題』（新日本法規）は、対象を認知症の高齢者に限定し、そこに生ずる問題に対して、医療の観点・福祉の観点・法の観点からアプローチし現実的な対応方法について解説を加え

るのが本書である。高齢者に対する制度を考える際、各論的な文献として活用できる文献であろう。なお、あわせて本澤巳代子監修 消費生活マスター介護問題研究会『サービス付き高齢者向け住宅 サ高住の住み替え方——変化に応じて住み替える——』（信山社）も参照されたい。

（2）地域医療・地域包括ケアシステム・地域医療構想

地域医療につき総論的に検討するものとして、国京則幸『『地域医療』と医療のアクセス——イギリスにおける『病院』からの示唆——』法学雑誌64巻1・2号469頁以下がある。地域医療が大枠においてプライマリ・ヘルス・ケアと同義であるといわれていることから、プライマリ・ヘルス・ケアを体現しているイギリスにおける“hospital”＝病院の仕組みや特徴などを、実定法と病院関係者へのインタビューを踏まえて論究するのが本稿である。

各論的なものとして、「特集 小児在宅医療——医療的ケアと医行為を学ぶ」小児内科50巻11号1769頁以下がある。2016年に児童福祉法が改正され、医行為を日常的に必要とする医療的ケア児を支援するための連携体制を構築することが自治体の努力義務とされたことを受けての特集である。医療的ケアに関する議論は、2004年の通知（平成16年10月20日厚生労働省医政局長通知「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（協力依頼）」（医政発第1020008号））などで決して終わった問題ではない。医行為に関する議論は、現在、いわゆるタトゥー事件をめぐる法廷での議論に耳目が集まっているが、小児在宅医療、ひいては地域医療の場においても、いまだ解決しえていない問題であることを指摘しておきたい。

いまひとつのものとして、佐藤啓造=西田幸典ほか「看護師による死亡診断、死亡診断書作成の是非についての法医学的考察——医学生、一般学生の意識調査をもとに——」昭和学士会雑誌78巻2号168頁以下がある。本稿は、多死社会を直前に控えた今、地域医療における在宅看取りの体制、とくに看護師による死亡診断・死亡診断書の作成について、多死社会を担う若年層の認識を踏まえて、その是非について法的な観点から考察したものである。

（3）医療保険制度

2018年度は、診療報酬・介護報酬の同時改定がなされた年度であった。この同時改定について解説や検討を加える文献として、「特集 検証平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定」病院77巻12号927頁以下がある。現在の病院をとりまく現状は非常に厳しいものがあること（たとえば、「特集 病院が消える 深刻さを増す赤字経営」週刊東洋経済6839号（2019年2月9日号）20頁以下など参照）、この改定は、2025年に向けて診療報酬・介護報酬という観点から医療・介護提供体制を見直す事実上最後の改定でもあったことから、一度は振り向いておく必要があると思われる。

医療保険制度に対して、詳細な検討を加える論考に、石畝剛士「医療保険の契約構造」法政理論50巻2号240頁以下がある。本稿は、今日の医療は医療保険制度を軸として運営されて

いるにもかかわらず、民法学は医療保険制度に対して、そもそも正面から議論をしていないこと、これまで民法学における医療契約（診療契約）論は法的性質決定論および契約当事者論に焦点が置かれていたことをかんがみ、民法学の視点から改めて理論的に検討を加えているものである。そしてまた、公法私法という縦割りの学問関心の間隙に位置するこの問題を取り扱うことで、公法私法という枠を越えた新たな分析視角を構築するための一素材を提供することをも目的としている。本稿も、先の田中論文と同様、全編100頁になるうかという分量の論考であり、保険制度の概観・契約当事者などに関する従来の議論を丁寧な分析・整理し、非常に精緻な議論が展開されている。おそらくは、今後、医療保険制度に関する研究をしようとするときの必読文献となるように思われる。民法学に軸足をしっかりと置きつつも、各学問領域の管轄や範囲内に収まらないスタイルで研究を試みようとしている筆者に敬意を表したいと思う。

（４）公衆衛生・地域保健

2018年7月に、受動喫煙防止対策強化のために健康増進法が改正されたことを受け、「**特集 受動喫煙対策の実施 2020年改正法施行に向けて**」保健師ジャーナル75巻2号100頁以下という特集が組まれている（この点につき、スウェーデンおよび北欧各国のタバコ法制について紹介するものとして、木下淑恵「新しいタバコ法をめぐる動き」論究ジュリスト26号186頁以下がある）。ここしばらく、注目を浴びそうなテーマであるように感じられる。

公衆衛生をめぐる状況の変化にともない各領域において新たな対応が求められていることをうけ、これらの問題について総論的に論じるものとして、「**特集 公衆衛生の実践倫理**」公衆衛生83巻3号172頁以下がある。

各論的な議論として、西迫大祐「19世紀イギリスの反予防接種運動における自由と権利について」法律論叢91巻6号349頁以下がある。19世紀における反予防接種運動を通じて、国家の医学的管理＝権力への抵抗としての自由とは何であったのかにつき論究するものである（本議論を理解するためには、あわせて同「エドウィン・チャドウィックの思想における予防の起源について」法律論叢91巻1号261頁以下も参照されたい）。

いまひとつに、齋藤実「アメリカにおける肝炎ウイルス患者に対する差別・偏見——デンバー・サンフランシスコを中心にして——」獨協法学105号43頁以下をとりあげておきたい。本稿は、アメリカにおいて肝炎患者に関する差別・偏見があるのか、仮にあるとした場合、その理由は何であり解決策があるのか等につき、デンバーおよびサンフランシスコで視察した内容をもとに考察を加えるものである。本稿冒頭でも指摘されているが、日本において、肝炎ウイルスの感染者および肝炎患者に対する差別・偏見が少なからず存在することを惟みれば、意義ある論考であるといえる。

3) 医療制度史

江戸中期から現代にかけて、岡山県瀬戸市で地域医療を担ってきた在村医家に中島家がある。松村紀明『『医家』という視点の豊穡性について～現代の医療制度の原点～』中島醫家資料研究1巻1号89頁以下は、医療の変遷をそれぞれの地域社会という文脈の中で総体的に捉える地域医療史という視点から、中島家の歴史を議論する際の論点を整理し、蓄積された研究成果を有機的に関連づけることを目的とするものである。本稿は、現代の医療制度の状況を視野においたうえで論じられていることから、有用な論考といえよう。

4) その他

「特集 リスクマネジメント徹底解析“66”メソッド～今、医療機関にある危機のすべて～」月刊保険診療74巻2号6頁以下では、病院やクリニックにおけるリスクマネジメントについて論じている。ここで議論されているリスクマネジメントは、医療事故防止対策・医療安全にかかわるものだけでなく、ひろく医療機関において発生するリスクに対するマネジメントについてのものである（その限りで、本来、用いられていた意味でのリスクマネジメントに関する議論であるといえよう）。

上野彩「住むことも住まないことも資源にする——未確定希少難病患者の移住に関する一事例研究」新社会学研究3号166頁以下は、診断の確定が困難な疾患（未確定希少難病）の患者に対するフィールドワークとインタビューに基づく社会学の論考である。その限りで法律学とはやや距離のある論考であるが、未確定希少難病患者という難病に関する制度の網の目からこぼれ落ちる存在がいることを気づかせるとともに、その人達に対してどのようなサポートをすべきであるのか、できるだけこぼれ落ちないような制度をどのように設計すべきであるのか等の示唆を与えてくれる。法の世界に身を置く者たちにとって、忘れてはならない視点を与えてくれるように感じられる。

(小西 知世)

12 生殖補助医療・人工妊娠中絶

比較法学80号は、「ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における人権保護の課題」として、海外諸国の状況を手掛かりとした以下の論考を収録する。二宮周平「日本における現状と課題」205頁以下、荒木晃子「医療現場におけるドナー、レシピエントの実情」209頁以下、建石真公子「提供型生殖補助医療(代理懐胎を含む)における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」217頁以下、花元彩「既知のドナーの法的地位と責任——アメリカの判例を素材に——」224頁以下、日比野由利「代理出産者への配慮の可能性——インド・タイの実情と変化を素材に——」231頁以下など。

木村敦子「親子関係と公的介入——生殖補助医療の立法に向けて——」法律時報90巻11号24頁以下は、ドイツ法を参照しつつ、生殖補助医療技術の実施、利用に関するルールと生殖補助医療を利用して生まれた子を中心とした親子関係に関するルールの関係、生殖補助医療に関する公的介入のあり方について論じる。なお、三輪和宏=林かおり「日本における生殖補助医療の現状と法整備の動向」レファレンス815号37頁以下はこれまでの判例や議論状況を紹介しつつ、厚生労働省や各政党内での検討状況につき整理する。また、この分野の刑事的規制については、田坂晶「医療技術の発展と刑事規制——『人間の尊厳』という視座——」同志社法学69巻7号3247頁以下がある。必ずしも法的な問題を真正面から論じる論考ではないが、重要と思われるものとして、島田安三「生殖補助医療と養子縁組の連関——その心理的・制度的課題と子どもの福祉を中心に——」人間学研究論集7号65頁以下は、いずれも「カップルが子どもを得る手段」である生殖補助医療と養子縁組とに着目し、その歴史や課題を確認しつつ、「血の繋がった子を持ちたい」という意図との関係や、子の福祉のための両者による相互の連関につき論じる。他方、家族関係につき考察するにあたり、ここ数年注目されるようになった性の多様化の問題は切っても切り離せないように思われる。また、立石直子「性の多様化と親子観の相対化——里親・生殖補助医療などの視点から——」法と政治69巻2下号241頁以下は、性的マイノリティ当事者と子との関係に焦点を当てた考察であり、その法的問題、家族政策上の問題について明らかにする。とりわけ、「子を持つこと」においては、従来論じられてきた生殖補助医療と法の問題以上に複雑な問題が存するように思われ、重要である。

他国の制度や立法などに焦点を当てるものとして、南貴子「代理懐胎の法制度のもとで浮かび上がってきた課題:オーストラリアの事例分析をもとに」社会保障研究2巻4号578頁以下、日比野由利「生殖補助医療における『出自を知る権利』をめぐる法制度:イギリスとオーストラリアの比較」社会保障研究3巻1号137頁以下、三重野雄太郎「2015年オーストリア生殖医療法改正—着床前診断の一部許容」年報医事法学33号24頁以下、千葉華月「医事法ピックス スウェーデンにおける生殖補助医療への法規制と親子法の規律:スウェーデン」年報医事法学33号315頁以下、泉真樹子「ドイツにおける生殖補助医療と出自を知る権利——精子提供者登録制度と血縁関係に関する立法——」外国の立法277号33頁以下、渡邊斉志「出自を知る権利の実効性強化——精子提供

者登録簿の創設(海外法律情報/ドイツ)」論究ジュリスト27号96頁以下、于麗玲=中塚幹也=中央圭介=栗屋剛「人工生殖法(台湾) 翻訳」岡山商大法学論叢26号27頁以下がある。

他方、人工妊娠中絶に関しては、小出幸祐「アメリカにおける人工妊娠中絶規制判決の審査手法に関する理論的展開について」法学研究論集49号35頁以下がある。アメリカにおいては、近時、人工妊娠中絶めぐり動きがめまぐるしい。アイオワ州においては2018年5月、胎児の心音が確認できるようになった時点以降の人工妊娠中絶を禁止する法律が成立したものの、2019年1月に同州の憲法に照らし違憲であるとの判断が州裁判所でなされている。また、2019年5月にはアラバマ州で子宮外妊娠により母体が危険な状況にある場合および胎児が致死的な状況にある場合を除き人工妊娠中絶を禁止する法律が成立した。このように規制状況がめまぐるしく動いており、より議論が活発になるであろう現在の状況において、重要な論考である。

また、妊娠中絶ではないが、日本において1948年から1996年まで存続していた旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された被害者に対する救済法「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が先般、成立した。成立前の論考ではあるが、強制不妊手術を認めてきた法制度の問題点として、青井未帆「旧優生保護法の違憲性及びその下で優生手術を受けた被害者への救済立法不存在の違憲性並びに国家賠償法上の違法性について」学習院法務研究13号1頁以下に憲法上の問題点が述べられている。

(小谷 昌子)

13 終末期医療

判例時報において、終末期医療を考える(1)～(3)が連載された。大谷貫「終末期医療を考える(1) 立法問題としての終末期医療」判例時報 2373 号 136 頁以下は、主に尊厳死法案について、井田良「終末期医療を考える(2) 治療中止をめぐる——立法による問題解決は可能か」判例時報 2374 号 108 頁以下は治療中止が認められる要件について、甲斐克則「終末期医療を考える(3) 比較法的観点から見た終末期医療の立法化・ルール化の動向と課題」判例時報 2379 号 130 頁以下は積極的安楽死を含めた諸外国の立法の動向について、それぞれ検討する。

自己決定権からのアプローチとして、樋笠堯士=樋笠知恵「患者の自己決定権の根拠について～安楽死・尊厳死を手がかりに～」嘉悦大学研究論集 61 巻 1 号 37 頁以下は、アメリカおよびドイツの議論を参照しながら治療行為の中止の要件について検討する。そのほか、内田文昭「自由死否定論の展開」神奈川法学 50 巻 2 号 141 頁以下、および樋笠知恵「積極的安楽死および治療中止の要件と自己決定権」東京経営短期大学紀要 27 巻 47 頁以下に触れた。

本年も多くの文献において諸外国の制度に触れた。小林真紀「ヨーロッパ人権条約における『私生活』の尊重と死をめぐる決定」愛知大学法経論集 217 号 1 頁以下、は欧州人権条約 8 条 1 項から「生命の質について選択する権利および自由な意思に基づいて死期および死ぬ方法を自ら決定する権利」が「保障される」ことを認めつつ、自殺幫助の問題性を論じる。

オランダについては、Peter J. P. Tak 教授の講演の翻訳として、平野美紀訳「オランダにおける安楽死届出制度について」香川法学 37 巻 1=2 号 163 頁以下。

カナダについては、佐伯仁志「カナダにおける医療的臨死介助の合法化」高橋則夫=山口厚=井田良=川出敏裕=岡田好史編『日高義博先生古稀祝賀論文集上巻』(成文堂)、および、谷直之「カナダにおける安楽死議論の展開」同志社法学 69 巻 7 号 II 3093 頁以下。

台湾については、黄土軒「〈外国刑事法務事情〉台湾における終末期医療に関する最近の立法動向の概観」刑事法ジャーナル 56 巻 56 頁以下。

中国については、劉建利「〈外国刑事法学事情〉中国における終末期医療をめぐる法的問題の現状と課題」刑事法ジャーナル 58 号 85 頁以下。

ドイツについては、山本紘之「治療中止における自己決定権の機能について」いほうの会編『医と法の邂逅 第3集』101 頁以下、および、監訳：鈴木彰雄=海老沢侑=谷弁悟司=鄭翔=根津洸希「グンナー・デュトゲ『業としての自殺援助』(刑法 217 条)：不当なパターンリズムの典型例！」比較法雑誌 52 巻 3 号 47 頁以下。

フランスについては、小林真紀「フランスにおける意思表示できない患者の治療中止と差し控え」愛知大学法経論集 214 号(65 頁以下)。

透析中止事案が耳目を引いた 2018 年度、9 月に「特集 透析患者の人生の最終段階への関わり方」臨床透析 34 巻 10 号 7 頁以下が掲載された。本特集は、透析差し控え・中止、看取り、終末期における管理の 3 部構成にコラムが組まれている。透析差し控え・中止に関し

ては、平方秀樹「(1)『維持血液透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言』——背景と考え方」7頁以下、岡田一義「(2)『維持血液透析の開始と継続に関する意思決定プロセスについての提言』——全国アンケート調査結果を踏まえて」15頁以下、松田兼一=森口武史「(3)救急・集中治療における意思決定プロセス」21頁以下、山田洋子=森本優子=鈴木利恵=柴田美香=渡邊啓介=會津恵司「(4)急性期病院における意思決定支援体制」27頁以下、手島和代=原田孝司=船越哲「(5)腎専門病院における透析見合わせの現況——倫理委員会の意義について」35頁以下、中野美子=伊藤孝子「(6)維持透析患者における事前指示書の運用」43頁以下、看取りに関しては、平松信=大脇浩香=三上裕子=丸山啓輔「(1)在宅PDによる看取り」49頁以下、木澤義之=坂下明大=島田麻美=松沼亮=鷹津英「(2)透析患者のがん末期の緩和ケアにおける薬物療法の関わり方」59頁以下、終末期における管理に関しては、北林紘「(1)栄養管理への関わり方——経管栄養および胃瘻造設」67頁以下、木澤義之=坂下明大=島田麻美=松沼亮=鷹津英「(2)透析患者のがん末期の緩和ケアにおける薬物療法の関わり方」73頁以下、辻かをる=西村勝治「(3)グリーフケア」79頁以下、コラムとして、森田研=青柳俊紀=谷口成実=村雲雅志=新藤純理「[コラム]遠隔地における透析の見合わせの実際——北海道を例に」56頁以下。

そのほか、篠田道子=原沢優子=杉本浩章=上山崎悦代編『多職種で支える終末期ケア——医療・福祉連携の実践と研究——』(中央法規)が上梓された。

(船橋 亜希子)

14 移植医療・血液事業

始めに、当期、臓器移植の現状を知る上で、外科 80 巻 2 号「特集 移植医療 2018」(101 頁以下)に収載される各論考及び『別冊医学のあゆみ 臓器移植の現状と課題 2018 年』(医歯薬出版)が有益であろう。実臨床の動向をしっかりと理解した上で、最前線から投げ掛けられる課題に向き合うことこそ医事法学という学問の存在意義であるように思われる。

また、異種移植の現状も見逃せない。圧倒的なドナー不足解消のためにこうした移植の研究が進められているが、特に、ゲノム編集技術をこの分野に応用することも可能である。こうした研究の世界的な動きを的確に紹介する論考として、岩瀬勇人他「異種移植研究の最前線からみた世界の動向:臨床試験に向けての進歩」移植 53 巻 2・3 号 173 頁以下がある。例えば、医療用の豚を用いた「豚島移植」の可能性を指摘する論考として、松本慎一他「異種豚島移植の現況と未来」日本消化器病学会誌 115 巻 8 号 713 頁以下がある。尚、Newsweek 33 巻 9 号「特集 禁断の医療」の「遺伝子改変ブタでヒトの臓器を供給:異種移植」(32 頁以下)でも、ゲノム編集技術による異種移植を紹介する。

次に、我が国の臓器移植法が改正されて 10 年が経とうとしている中、当期も臓器移植を巡る示唆的な論考が著された。まず、丸山英二「腎移植と法と倫理」日本臨床腎移植学会雑誌 6 巻 2 号 119 頁以下は脳死体臓器移植及び生体臓器移植(特に、腎移植)に関する法・倫理的検討である。主に医療関係者向けの論考であるが、種々の問題点を取り上げて手際よく検討しているのが特徴的である。加えて、ドナー不足(これは国際的な課題でもあるが)と言った問題を抱えるわが国の移植医療の現状を打破するための処方箋を提示する旗手俊彦「頭打ちになりつつある日本の移植医療を推進させるために」医療人育成センター紀要(札幌医科大学)10 号(2019 年)13 頁以下もある。尚、旗手論文との関係性で言うと、心臓移植におけるレシピエントの予後の問題とドナー不足といった我が国の特徴的課題を指摘する論考として、澤芳樹「心臓移植の成績と課題:世界的に最もよい予後と少ないドナーというわが国の課題」医学のあゆみ 266 巻 13 号 1136 頁以下は興味深い。

次に、米村滋人「死と臓器移植への公的介入」法律時報 90 巻 11 号 58 頁以下は死の概念と死亡判定、ドナーの臓器提供の意思への「公的介入」の現行制度の不十分さを指摘し、そこで析出された諸課題の整理を行っている。特に、日本臓器移植ネットワークによる「準公的」な組織による介入(手続管理)を紹介しつつ、「死」への公的介入の制度設計の在り方を的確に指摘していて示唆に富む。

マシュー・ダイソン(城下裕二訳)「準最適(sub-optimal)な臓器の移植に関する法的規制」北大法学論集 69 巻 3 号 135 頁以下はレシピエントが臓器移植によって何らかの疾患に罹患してしまった場合、誰がどのような責任を負うのか、そもそも臓器はいかなる法的性質を有するのかをイギリス法を軸に検討している。目下のところ、こうした場合には過失責任及び製造物責任として対処されることを指摘する。我が国ではこうした議論が乏しいので、

非常に有益な論考になるに違いない。

後藤有里「臓器移植における正当化要件としての家族の決定的かつ優越的な同意(一)(二・完)」
関西大学法学論集 67 巻 5 号 90 頁以下及び 67 巻 6 号 133 頁以下では、2009 年改正による臓器提供の意思決定の改正で、提供者本人の意思が不明であるときに遺族が書面で承諾をした場合に摘出が可能になった点(角膜・腎臓移植法ではこうした意思決定システムが規定される)を中心に検討する。特に、本人の意思決定よりも家族の意思決定に重きが置かれることの正当化理由を探究する。

奥田純一郎「テーマ 14 生命倫理と法——臓器売買問題を中心として」『現代法哲学講義 第 2 版』(信山社)334 頁以下は臓器売買事例(直接的な金銭の授受のない事例もある)を素材に、法哲学的に検討する。特に、生命倫理学で馴染み深いハリスの「サバイバル・ロッタリー」、リバタリアン的な身体自己所有論も取り上げながら検討していて興味深い。著者が一貫して主張する生体移植のみ許容されることに加えて、臓器売買も禁止すべきであると結論づける。

保岡啓子『脳死・臓器移植と向き合うために——医療者・レシピエント・ドナー家族への聞き取り調査から』(晃洋書房、2019 年)は、脳死での臓器移植を行った当事者へのインタビューを基にして医療人類学的手法を用いて脳死・臓器移植を検討した著作である。臓器移植の比較法的な研究としては、宮尾茂「スペインにおける臓器移植に関する法規制とわが国の臓器移植法との比較」法政大学大学院紀要 81 号 87 頁以下及び同「スペインにおける臓器移植に関する法規制とわが国の臓器移植法との比較(その 2)」同 82 号(2019 年)83 頁以下がある。

医事法学的なアプローチの論考以外では、今野順「援助規範意識と利他行動が臓器移植に与える影響:医療系学生と非医療系学生の比較」応用心理学研究 43 巻 3 号 238 頁以下、多和田裕司「マレーシアにおける臓器移植とイスラームの倫理」人文研究:大阪市立大学大学院文学研究科紀要 69 巻 41 頁以下、ドナー交換腎移植に関するシステムティック・レビューを行って問題を整理して検討する吉田達見他「ドナー交換腎移植の現状と日本におけるその展望——システムティック・レビューを通じて——」生命倫理 28 巻 1 号 87 頁以下、特に、腎移植看護を巡り、移植医療の選択場面やレシピエントの自己管理が不十分な場面で生ずる課題を検討する萩原邦子他「臓器移植看護が直面する倫理的場面とその対応」日本臨床腎移植学会雑誌 6 巻 1 号 1 頁以下、医療社会学の観点から臓器移植を検討する美馬達哉「医療社会学の冒険 Vol.5 臓器移植とカニバリズム」医学のあゆみ 266 巻 11 号 881 頁以下がある。

当期、血液事業関連の論考は管見の限り見当たらなかったのも、まず、昨年度紹介していなかった血液フロンティア 27 巻 5 号(2017 年)17 頁以下の特集「わが国の血液事業～現状と将来展望～」を挙げたい。この特集は、目下のところ、現在の血液事業の実状及び課題を知る上で最新の情報であるように思われる。主な論考は、中島一格「序 ～血液事業の持続と変革～」(17 頁以下)、高松純樹「1. 血液事業の変革と持続可能な運営」(21 頁以下)、河原和夫・菅河真紀子「2. 医療政策の変革と血液事業」(31 頁以下)、井上慎吾「3. 人口減少社会における献血者確保」(37 頁以下)、松林圭二「4. 輸血感染症対策」(43 頁以下)、平力造「5. 非溶血性

輸血副作用対策」(55頁以下)、室井一男「6. 輸血・細胞療法と血液事業」(63頁以下)、鈴木亨「7. 血漿分画事業と将来展望」(69頁以下)である。また、臨床検査 62 巻 12 号「今の特集 2 最近の輸血・細胞移植をめぐって」の各論考も当該分野の現状を知る上で有益であろう。

次に、造血幹細胞移植を巡る問題に関しては、造血幹細胞移植を受けた患者家族の体験を踏まえて望ましい看護の在り方を検討する笠井美沙他「造血幹細胞移植を受けた患者家族の体験」高松赤十字病院紀要 5 号(2017 年)28 頁以下がある。同様に、当該治療における看護師の役割を中心に論じる論考として、本間小百合「クリーン室で生活する造血幹細胞移植患者の経験：患者が捉えた看護師の対応に焦点を当てて」看護実践の科学 43 巻 5 号 6 頁以下、大庭貴子「看護現場での倫理的ジレンマに向き合うための考え方(第 3 回) 造血幹細胞移植における倫理的課題と対応」看護技術 65 巻 3 号(2019 年)304 頁以下もある。加えて、西田曜他「公的臍帯血バンクに関する妊婦の意識調査」母性衛生 59 巻 1 号 121 以下は、臍帯血の提供も含めて、当該バンクに対する妊婦側の意識調査の結果を纏めた論考である。こうした意識調査の結果は、人体の一部を提供するといった行為の法的性質を探る上で、事態適合的に考察することの大切さを改めて痛感する。

また、松山晃文「医事法トピックス 臍帯血流出事件、無届けの診療による再生医療安全性確保法違反事件について」年報医事法学 33 号 285 頁以下、小寺良尚「回顧録 “和”の医療——造血幹細胞移植」日本造血細胞移植学会誌 7 巻 3 号 118 頁以下、豊嶋崇徳「未来の造血幹細胞移植」日本輸血細胞治療学会誌 64 巻 6 号 675 頁以下も臍帯血移植を含む造血幹細胞移植の現状や課題が理解できる論考である。特に、豊嶋論文は、当該移植を巡る治療法の変遷を手際よく紹介し、来るべき高齢社会を見据えつつ、今後の移植の在り方として、ドナー不足の解決のために HLA 半合致移植も視野に入れて行われるべきことを主張する。

これらの論考は臨床現場で生ずる日常的な課題を浮き彫りにしている点が特徴的であると言える。こうした課題に法はいかに取り組むべきかを考えさせられる。

尚、藤田聡「技術者倫理シリーズ 細胞保管ビジネスの現状と倫理的課題」技術士 616 号 16 頁以下では、専ら、組織・細胞といった人由来物質を移植目的で公的・私的バンクに保管する行為が法的にどのような性質を有するののかに関してしっかりと検討が加えられている。理系の研究者の手による論考であるが非常に参考になる。

最後に、2019 年 4 月の欧米の権威ある自然科学系の学術雑誌 *Nature* に衝撃的な論文が発表された (Zvonimir Vrselja et al. Restoration of brain circulation and cellular functions hours post-mortem, *Nature* vol.568 (2019) pp.336-343)。そこでは、イエール大学の研究者グループが死んだ豚の脳を BrainEx と呼ばれる装置でその細胞機能を一時的に回復させることができたことが報告されている。当該研究においては、今後、倫理的問題(特に、動物に対するこうした実験の妥当性(哺乳類から霊長類に実験が移行し、最終的には人間でも施行するのか)、脳死懐疑論の再燃など)が提起されることも予測されるので今後どのように進展するのか注目する必要がある。

(神坂亮一)

15 精神医療

本年の法と精神医療 33号では、今井淳司「我が国における統合失調症の暴力」1頁以下、平野美紀「オランダにおける社会内処遇制度：再犯防止対策の一つとして」21頁以下、松下正明「講演『認知症医療・介護と法』雑感」33頁以下、五十嵐禎人「シンポジウムの趣旨について」45頁以下および同「非自発的入院制度の正当化原理：精神科臨床の立場から」49頁以下、横藤田誠「日自発入院の正当化根拠：法律家の立場から」65頁以下、椎名明大「ガイドラインについて」85頁以下、姜文江「精神保健福祉法はどこへ向かうのか」109頁以下が掲載された。

2016年の相模原事件を一つの契機として、引き続き本年度も措置入院制度に関する論考が見られた。山本輝之「措置入院制度の問題点について」立教法学 97巻 106頁以下は、相模原事件を契機として措置入院制度について検討し、「措置通院」制度の創設を提唱する。措置入院制度に関する文献として、井原裕『相模原事件はなぜおきたのか：保安処分としての措置入院(MHL39)』(批評社)に触れた。

姜文江＝辻川圭乃編『自由を奪われた精神障害者のための弁護士実務：刑事・医療観察法から精神保健福祉法まで』(現代人文社)、および、太田順一郎＝中島直『相模原事件が私たちに問うもの(メンタルヘルス・ライブラリー38)』(批評社)が上梓された。

柑本美和「イギリスにおける犯罪を行った精神障害者への治療優先主義の変化：Vowles 判決を契機として」立教法学 97巻 39頁以下は、「犯罪を行った精神障害者への治療優先主義のあり方」を「純粋な治療的アプローチ」から、「予防懲罰的アプローチ」へ「後退させたと批判され」る Vowles 判決について検討する。

そのほか、内田博文「治安のための精神科医療政策を批判する(日本の精神科医療を変える)」部落解放 755号 23頁以下に触れた。

(船橋 亜希子)

16 医療と情報

昨年度に引き続き、2017年に施行された次世代医療基盤法（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律）に関連する文献が見られた。本法の解説としては、宇賀克也「次世代医療基盤法：医療ビッグ・データの利用と保護（新法の要点）」ジュリスト 1522号 88頁以下、山本真帆「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（法律解説/内閣）」法令解説資料総覧 439号 17頁以下、および、齊藤虞＝石丸文至「次世代医療基盤法匿名加工医療情報の円滑かつ公正な利活用の仕組みを整備（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律）〈法令解説〉」時の法令 2047巻 4頁以下がある。

2015年の個人情報法改正、2017年の人指針の改正、そして2018年の次世代医療基盤法施行の潮流において、医療情報に関する文献の中でもとりわけ注目に値するのが、「医療における個人情報の保護と利活用のあり方：次世代医療基盤法成立をうけて（特集2）」論究ジュリスト 24号 101頁以下である。本特集は、米村滋人「特集にあたって」102頁以下に始まり、曾我部真裕「個人情報保護と医療・医学研究」109頁以下、岡本利久「次世代医療基盤法（「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」）の概要」115頁以下、黒田佑輝「匿名加工医療情報を用いた医学研究の可能性」120頁以下、吉峯耕平「次世代医療基盤法の構造と解釈問題」127頁以下、藤田卓仙＝米田滋人「医療情報の利活用の今後：つくり、つなげ、ひらくための制度設計」135頁以下と、いずれの文献も興味深い。とりわけ、米村滋人（司会）＝板倉陽一郎＝黒田知宏＝高木利久＝田代志門＝吉峯耕平「（座談会）医療・医学研究における個人情報保護と利活用の未来・医療・医学研究の現場から」142頁以下は必読である。これに加えて、米村滋人＝藤田卓仙＝吉峯耕平＝黒田知宏「ワークショップ① 医療情報ルールの再構成の方向を探る——医療/医学研究の両面から」年報医事法学 33号 55頁以下も参照されたい。

とくに個別の実務的問題に着目した検討として、秋山一弘「（特集）病院における個人情報の保護と共有『医療』と『法』」法律のひろば 71巻 4号 4頁以下、および、岡林楠博「医療情報の利活用事例：東北地方の医療情報連携ネットワークとゲノムコホート研究（現地調査報告）」レファレンス 811号 79頁以下。

そのほか、岡田悦典「刑事施設における医療情報へのアクセスと被収容者の権利」、「刑事施設医療の改革を考えるために（特集）」矯正講座 37号 63頁以下に触れた。

（船橋 亜希子）

17 その他

2018年には、食品衛生法が一部改正された。特に、森永ヒ素ミルク事件、カネミ油症事件を契機に規制が強化されて、2000年代にはBSE問題等を受けて、現在の食品安全法制へと装いを新たにしたのである。しかし、流通技術の発達に伴って、食を巡る諸問題が浮き彫りになってきた。そこで、今回の広範な改正が行われたのである。この経緯を紹介する論考として、**道野英司「食品衛生法等の一部を改正する法律案について」農業と経済 84 巻 6 号 6 頁以下**、**下山憲治「食品衛生法等の改正について」自治総研通巻 483 号(2019年)1 頁以下**がある。

また、この改正によって、健康食品への規制も強化されることになった。健康食品に関する医事法学的な問題を論じるものとして、**神坂亮一「健康食品の広告規制——健康食品クローラ広告等差止事件を契機として」年報医事法学 33 号 45 頁以下**がある。尚、健康食品に纏わる問題を検討する論考としては、**窪幸治「健康食品の定期購入」を考える(補論)——不当表示の観点から——」総合政策(岩手県立大学)19 巻 117 頁以下**もあるので併せて一読されたい。特に、食品衛生法の改正に大きな役割を果たすことになった「食品衛生法改正懇談会」(2017年9月から11月までの期間で5回開催された)が纏めた「取りまとめ」における主要な論点と健康食品への対応の在り方を論じる**森田満樹「食品衛生法改正の論点 いわゆる「健康食品」の対策を中心に」農業と経済 84 巻 6 号 19 頁以下**も大変参考になる。

玉手慎太郎「健康の自己責任論に対する2つの反論とその前提」医学哲学倫理 36 号 42 頁以下は著者の前稿(同「健康増進のための肥満対策が有する倫理的課題」東北学院大学社会福祉研究所研究叢書 11 巻(2017年)95 頁以下)に引き続き、健康における自己責任を検討する論考である。健康に関するこうした議論は、内外問わず、医療倫理学分野で多くの論考が見られる。医事法学もかつて「健康」を論じてきたが、昨今取り上げられることも少なくなつたように思われる。したがって、当該分野での医事法学的なアプローチも今後期待したい。

前年度紹介しきれなかったため、改めて紹介したい論考として、**長島光一「有害・医療廃棄物の法的課題と将来を考える」有害・医療廃棄物研究 29 巻 1 号(2017年)12 頁以下**を挙げたい。この論考は、現在、医療を取り巻く現状が変化し、医療廃棄物の対象が広がりを見せる中、当該廃棄物に対する規制の不十分さを指摘し、その在り方を抜本的かつ学際的に再検討する。かかる分野における医事法学的なアプローチの草分け的な論考である。当期も、**田中勝=石坂薫「アメリカにおける医療廃棄物処理の最新動向」有害・医療廃棄物研究 30 巻 1 号 24 頁以下**、**芝田麻里「排出事業者責任を問われた事例と「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」(平成 29 年 3 月 21 日通知)」有害・医療廃棄物研究 30 巻 1 号 17 頁以下**が続々と著されているので、今後の動向を注目していきたい。

当期はロボット技術・AI技術と法との関係性を巡る議論が活発化したことが注目に値す

る。例えば経済産業省でも、「AI人材育成の取組」からも推察できるように、政府によるテコ入れも目覚ましい分野である。特に、2017年8月には、経済産業省は、「平成30年度経済産業政策の重点」において、「データ処理技術の高性能化を図るための次世代AIチップや、ロボット/ドローン、バイオ、宇宙などの研究開発」と銘打って、かかる分野の研究を加速化させている。こうした状況の中、まず、**角田美穂子・工藤俊亮編著『ロボットと生きる社会 法はAIとどう付き合う?』**(弘文堂)(特に、**米村滋人「医療・介護ロボットと法」**421頁以下)、**弥永真生・穴戸常寿編著『ロボット・AIと法』**(有斐閣)の2つの著作が最もホットな話題を提供し、これらの技術に関する法的問題を多角的に検討している。更に、「**特集 人工知能の開発・利用をめぐる刑事法規制**」法律時報 91 巻 4 号(2019年)4頁以下も刑事法分野での議論であるが興味深い。加えて、「**特集 テクノロジーの発展に消費者はどう向き合うべきか**」現代消費者法 42号(2019年)4頁以下も重要である。特に、**新保史生「テクノロジーの発展と消費者保護をめぐる諸問題」**(12頁以下)は、AIの活用では、公道での自動運転及びドローンの登場で現実問題として検討すべき事柄が浮上し、それを踏まえて「消費者保護」という観点から多岐に亘る問題を解決すべき時期に来ていることを主張する。来るべきAI・ロボット時代において、消費者保護がどうあるべきかを考えさせられる論考である。また、法律分野の著作・諸論考ではないが、「**特集 人工知能(AI)がもたらす創薬イノベーション**」医薬ジャーナル 54 巻 9 号 65頁以下も見逃せない。

更に、AIとの関連性で言えば、IoT (Internet of Things) も重要である。この概念は「モノのインターネット」を意味し、そこでは全てのモノがインターネットを媒介にして繋がり、私たちの生活を豊かにするのである。この「繋がる」という点に着目して、病院及びヘルスケア産業でも IoMT (Internet of Medical Things) が提唱されている。IoMTが現在の医療にどのような変革をもたらすのか。当期、これに関して興味深い特集が組まれた。その名も「**特集 IoMTの可能性と未来**」IoMT学会誌(Journal of Internet Medical Things)1巻1号4頁以下である。記念すべき第1号である(2018年4月にIoMT学会が設立)。その内容は、**猪俣武範「IoMTは医療をどう変えるか——医療におけるデジタルユビキティの変革——」**(4頁以下)、**加藤浩晃「遠隔診療と法律・行政」**(10頁以下)、**小川智也「遠隔診療のプラットフォームサービス」**(14頁以下)、**藤林和俊「スマートフォンアプリケーション ResearchKitを用いた研究について」**(18頁以下)、**佐竹晃太「治療アプリ・デジタル療法——治療アプリの実例とエビデンス紹介——」**(24頁以下)、**島原佑基「人工知能を活用した医療画像診断支援システムの効率的な研究開発と導入」**(30頁以下)である。

学術誌以外にも、医療分野でのテクノロジーの発達の現状を紹介するものとして、「**迷走する病院IT改革——置き去りの患者、主体性のない国——**」Wedge30巻5号12頁以下、「**人生100年時代の医療——「患者主体」を実現するイノベーション——**」PHRONESIS19号(10巻2号)(特に、**沖山翔「AIは医療をどう変えるか」**(84頁以下)及び**古場裕司「画像のAI解析を柔軟な開発体制で実現する」**(90頁以下))、「**特集 沸騰! 先端医療ベンチャー**」週刊東洋経済 6852号(2019年)20頁以下がある。これらの特集における各論考も現在進行形の先端医療に関し

て知ることができ貴重である。

当期は生命倫理学での出版動向も顕著であった。まず挙げられるべき著作は、生命倫理学の碩学たるピーターシンガーが共著者として名を連ねる、カタジナ・デ・ラザリ＝ラデク、ピーター・シンガー著(森村進・森村たまき訳)『功利主義とは何か』(岩波書店)である。これはオックスフォード大学出版会が刊行する「A Very Short Introduction」シリーズの中の一冊である。特に、功利主義誕生の歴史的経緯、功利主義理論の説明(その反論)、功利主義の適用場面等を簡潔に説明しているので大変参考になる。

次に、ディーター・ビルンバッハー著(加藤泰史・高畑祐人・中澤武監訳)『生命倫理学 自然と利害関心の間』(法政大学出版会)が挙げられる。確かに、生命倫理学は確立されてからまだそれほど時は経過していないにもかかわらず、既存の倫理学の基礎概念(人格概念、功利主義、義務基底論等)を用いて生命を取り巻く諸問題の解決に一定の道筋を付けてきたように思われる。しかし、我が国でも、これを学問的にしっかりと継受しているとはいえ、生命倫理学上の諸問題を体系的に取り扱う著作がそれほど多くはないのが現状であろう。したがって、ドイツの高名な生命倫理学者の手による本書は、我が国の生命倫理学の更なる発展にとっても大きなインパクトを与えるに違いない。特に、上述の『功利主義とは何か』を読んだ後に手に取ると、縦横無尽に展開される(古典的)功利主義に裏打ちされた本書の議論展開に舌を巻くと同時に、功利主義にあまり共感を持ってない読者にも大変有意義であるように思われる。

西沢いづみ著『生物と生命倫理の基本ノート「いのち」への問いかけ 第3版』(金芳堂)は、著者が理学部生物学科出身ということもあって、生物学的な視点での叙述が充実している。生命倫理学の教科書は概して文系の研究者によって書かれることが少なくないが、理系の研究者による丁寧な説明は生命の本質を理解する上でも必要不可欠である。特に、遺伝子に関する章(第3章から第5章)は分かりやすい。また、副読本としては、松原洋子・伊吹友秀編『生命倫理のレポート 論文を書く』(東京大学出版会)が挙げられる。法学論文の書き方を指南する文献は数多く出版されているが、生命倫理学での論文の書き方を体系的に学べる文献はこれが初めてのように思われる。

また、瀬川真吾「生命医療倫理学における人格概念の限界とその有用性」生命倫理 28 巻 1 号 22 頁以下は、主に、トゥーリー及びエンゲルハートの議論(パーソン論)で馴染み深い「人格概念」に関して、自己意識が欠如しているために人格であることが否定されて何ら道徳的地位を与えられないという、いわゆる「道徳的ジレンマ」を踏まえて、かかる概念が生命倫理学の分野で今後も有用であるかを検討する論考である。

加えて、遠藤耕二「ジェームズ・グリフィンの人権論とその生命倫理的意味」医学哲学倫理 36 号 1 頁以下は、道徳哲学者であるジェームズ・グリフィンの人権論を紹介する。グリフィンの『人権について On Human Rights』の主張を前提に、安楽死や中絶といった生命倫理的問題を検討する。グリフィンの主張がいかに生命倫理的諸問題に役割を果たすのか論じる論考でとても興味深い。

「そもそも論」の理解に資する論考・著作として、島菌進「倫理が科学技術に追いつかない世界:いのちをつくる科学技術の制御という課題」世界 910 号 114 頁以下、中屋敷均『科学と非科学 その正体を探る(講談社現代新書)』(講談社、2019 年)が挙げられる。特に、島菌論文はゲノム編集技術が第三世代に突入したことを踏まえて、(科学技術全般に言えることであるが)「倫理的な問題性が十分に問われるようになる前に許容・推進の姿勢が決められてしまっている」ことを指摘し、「人類社会は「責任」という言葉を忘れたのかと問わざるをえない事態である」と憂慮する。かかる課題に対して、倫理同様に、社会規範たる法も率先垂範すべき時期を迎えているのではないだろうか。

最後に、いくつか文献を紹介しておきたい。

石野智大『明治大学 ELM(法・医・倫理の資料館) 山崎佐旧蔵資料目録』(明治大学 ELM)である。本書は、明治大学 ELM に収蔵されている山崎佐に関する資料群の目録と、その資料群の来歴や史料的性格についての考察からなっているものである。日本の近現代における医事法制学の形成に大きな影響を及ぼした山崎佐が生前に収集・所持していた各種の資料は、これまで順天堂大学医学部医史学研究室と東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センターに保管されていることが明らかにされており、これらはそれぞれ『山崎文庫目録』および『山崎佐関係文書目録・末延三次関係文書目録』としてその内容が公表されていた。今回、本書により、山崎佐が旧蔵していた資料の全貌が明らかになったことになる。今後の医事法制学・医事法学・医史学などの研究に資するものとなろう。

長年、医事法学界に貢献されてきた新美育文先生が古稀を迎えられた。法律論叢 91 巻 2・3 号[1]頁以下で、先生の御略歴と主要著作目録が掲載されている。

病理医ヤンデル先生として著名な市原真医師が、市原真『いち病理医の「リアル」』(丸善出版)という本を上梓した。近年、注目されてきている病理医の日常を描いた本である。働き方改革が叫ばれるなか、病理医がどのような毎日を送っているのか、気軽に読んで気軽に知ることができる絶好の書といえよう。

(神坂亮一)

分類		第1表 【対象】 ・法律文献総合インデックス (Hobs) およびD-1-Law.com「法律判例文庫情報」において「検索対象とする発行年」を2017年に指定して検索	第2表 【対象】 ・医中誌Web (医学中央雑誌刊行会) において「検索対象とする発行年」を2017年に指定して検索	合計	【参考】 2016年度統計	【参考】 2015年度統計
1 医事法学一般				132	133	128
00	医事法学総論・概論	17	2	19	13	1
02	医事法学総論・概論	1		1		10
11	学会回顧・消息 (日本)					1
12	学会回顧・消息 (外国)	1		1		1
13	紹介・書評 (日本)	6		6	4	8
14	紹介・書評 (外国)	4		4	3	
40	医師・患者関係		2	2	8	6
45	医療契約	3		3	2	1
46	応召義務	1		1	1	
50	医療と患者の権利	10	31	41	52	29
55	患者の自己決定権	15	12	27	13	21
58	代理人による医療決定	3	5	8	11	10
60	医療行為	4	5	9	8	32
70	医療プロフェッション		10	10	18	8
2 医療制度				315	295	281
00	医療制度一般	42	11	53	11	13
05	医療行政・薬事行政 (行政、医療制度、特許)	11	19	30	4	10
09	医療制度判例批評				7	
10	医の倫理		1	1	6	19
15	病院倫理委員会				4	2
20	医事法制総論	1		1	4	
21	医療法	18	2	20	3	1
22	医師法・歯科医師法				2	2
229	医師法・歯科医師法判例批評	1		1	1	
25	薬機法	3	3	6	10	37
259	薬事法判例批評				1	
28	他の法律	26		26	39	14
289	医事法制 (他の法律) 判例批評	1		1		
30	医療上の記録		6	6	23	12
31	診療録		3	3	1	1
33	死亡診断書・死体検案書		4	4		
35	患者のアクセス (閲覧・複写請求) 権	1	1	2	1	
359	患者のアクセス (閲覧・複写請求) 権判例批評	1		1	1	
36	守秘義務		1	1		3
38	その他の記録	3		3	3	
40	法医鑑定・死体解剖		3	10	11	14
50	公衆衛生	7	5	5	21	16
51	地域医療				7	2
515	在宅医療	1	2	3	5	
52	救急医療		7	7	8	3
529	救急医療判例批評	2		2		
53	予防接種	1	4	5	5	4
54	たばこ・喫煙権		2	2	1	5
55	エイズ		1	1	1	1
60	医療の強制	2		2	5	7
70	精神医療	28	74	102	52	44
79	精神医療判例批評				3	
80	医療保障	1		1	4	8
85	老人医療				13	13
859	老人医療判例批評				3	
90	医療保険				4	10
91	公的医療保険 (健康保険)	2	2	2	7	10
915	介護保険				5	11
919	公的医療保険判例批評	1		1		
92	私的医療保険		2	2		
93	労災問題		8	8		2
94	産業医		1	1	2	
95	職場の安全と健康		2	2	16	17
3 医療過誤				111	108	156
00	医療過誤一般	13	26	39	36	55
10	民事責任	5		5	6	7
11	故意・過失 (注意義務)	1	10	11	3	1
12	因果関係				1	1
13	損害 (損害賠償、慰謝料)	5		5	2	
15	医師の説明・患者の同意 (民事)	2	3	5		8
19	医療過誤民事判例批評	5		5	5	
20	刑事責任	2	3	5	7	9
29	医療過誤刑事判例批評				2	
30	証拠・証明・鑑定	5	1	6	2	4
39	証拠・証明・鑑定判例批評				3	
40	複数加害者・医療補助者の責任	1	1	1	3	5
50	病院責任・使用者責任・代位責任	2	2	2	9	10
59	病院責任・使用者責任・代位責任判例批評				2	
60	賠償責任保険	1		1		
70	交通事故等との複合事故				1	10
90	医療事故救済の立法的解決・訴訟外解決	10	15	25	26	46
91	和解・示談	1		1		
4 薬品・医療機器の事故				6	7	15
00	薬品・医療機器の事故一般				1	2
10	薬品事故・薬害	4		4	3	10
19	薬品事故・薬害判例批評	1		1	1	
20	医療機器事故				1	3
29	医療機器事故判例批評	1		1	1	
5 生命と法				195	191	161
00	生命と法一般	26	2	28	15	10
10	生命の始期	2	1	3	1	
11	優生手術・断種		8	8	2	1
111	優生学					2
13	人工妊娠中絶・堕胎	2		2	2	3
139	人工妊娠中絶・堕胎判例批評	2		2		
14	生殖補助医療技術	17	13	30	24	19
16	胎児		2	2		
17	出生					1
20	生命の終期				1	10
21	死の判定・脳死	1		1		1
22	死を選ぶ権利—生命維持治療の拒否・放棄—安楽死・慈悲殺	24	2	26	36	24
23	死体				1	
30	臓器移植・人工臓器総論	1		1	4	2
31	臓器移植	3	8	11	8	18
32	輸血・献血					1
325	輸血拒否		1	1	1	1
40	性				4	2
49	性・性同一性障害判例批評				1	
50	医学研究・医学実験	20	31	51	71	36
60	遺伝学	1	14	15	6	4
61	遺伝子検査・遺伝子診断・遺伝相談	1	10	11	12	23
63	遺伝子工学・遺伝子組換え・遺伝子治療	2	1	3	2	3
総計				759	734	741